

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-5)

2. 日時

令和3年7月19日(月) 13時35分～14時50分  
15時00分～16時20分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部  
審査グループ 核燃料施設審査部門  
小澤安全管理調査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、  
鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職、吉村技術参与  
検査グループ 専門検査部門  
早川上席原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

原子燃料工業株式会社  
品質・安全管理室長  
熊取事業所 担当部長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第5次設工認(1回目補正) コメント対応整理表  
(R3/7/19) H-21021-2

資料2: 熊取事業所第5次設工認(1回目補正) コメント対応整理表  
(R3/7/19) H-21022-1

資料3: 熊取事業所第5次設工認(1回目補正) コメント対応整理表

(R3/7/19) H-21024

| 時間      | 自動文字起こし結果   |
|---------|---|
| 0:00:02 | はい規制庁内海です。それでは定刻になりましたので、本日の面談を始めたいと思います。本日につきましては、令和2年2月25日付で申請があり、                                  |
| 0:00:15 | 令和3年5月31日付で第1回の補正がありました原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画第5次申請につきまして、                               |
| 0:00:29 | 申請書及び面談資料をもとに事実確認を行うものでございます。   |
| 0:00:35 | それでは事業者の方から資料につきまして説明がありましたらお願いいたします。   |
| 0:00:40 | はい。   |
| 0:00:42 | 原子燃料工業の藤原でございます。それでは資料につきまして簡単に御説明します。今回の資料3件ございまして、6月3日6月17日6月29日にいただいたコメントに対する                      |
| 0:01:02 | 回答でございます。6月3日につきましてはですね、未回答部分4件と一部修正のものが5件ですね、赤字で示させていただいております。6月17日分につきましてはですね未回答部分の残りを34件ですね。       |
| 0:01:21 | これは赤字で示しておりますが、すべて回答させていただいております。   |
| 0:01:26 | それと6月29日にいただいたコメントにつきましてはですね、一応すべて回答させて頂いているところございましてこの3件につきましてですね三つの資料につきましてコメント等ございましたらいただきたいと思います。 |
| 0:01:46 | 細かい内容につきましては割愛させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。  |
| 0:01:52 | 以上です。   |
| 0:01:56 | 規制庁内海です。ありがとうございました。それでは規制庁のほうからコメントを申し上げます。有田さん。   |
| 0:02:06 | 規制庁有田です、じゃまず私の方から今日の  |
| 0:02:11 | 回答を踏まえた更問ってことで  |
| 0:02:18 | 続けてお伝えしたいと思います。一つ目。   |
| 0:02:22 | ゼロの幸一78番に対する更問でこの説明として、   |
| 0:02:27 | 降下火砕物清潔生物学的事象の説明があるんですけど、ここに何か言っている内容と  |
| 0:02:35 | 設計に係る内容は変わってますので使用表のほうにも明記するのをお願いします。   |
| 0:02:42 | 二つ目エースA061-7-30号の更問これはですね申請表の3109の図の  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:02:53 | 焼結ボートの置き場所っていうのはあるんですけどこれ具体的に焼結炉のどの部分のことを示しの計らってことでこれの  |
| 0:03:02 | 説明をお願いします。三つ目。  |
| 0:03:06 | 同じく06 ウチヤマ 35 の更問でこの回答として、  |
| 0:03:11 | 連続焼結炉で焼結冒頭投入する場合の説明がなされているんですが、これ取り出す場合についてはどういう考え方なのか説明をお願いします。  |
| 0:03:21 | 次に四つ目で、   |
| 0:03:25 | 同じくで 67-35 の更問へ   |
| 0:03:28 | ここでそれが申請書の 3109 ページの説明では幕府方が焼結ボートの及ぼす影響について記載されてるんですが、幕府方が焼結ポートの中にあるペレットより破損とか飛散とか、   |
| 0:03:45 | そういった評価、影響が及ぼさないのか説明をお願いします。  |
| 0:03:49 | 次に五つ目、0617 の 31 番のサトウになります。   |
| 0:03:55 | ここですが、面談資料の   |
| 0:03:59 | 2H21022-1 の 44 ページに緊急遮断弁を制御する緊急遮断弁制御弁で記載されているんですが、同じこの面な資料の 56 ページのインターロックでは  |
| 0:04:15 | ※3 の制御盤ってやつで緊急遮断弁を制御して※4 の緊急は駄目制御盤個目この緊急遮断弁の制御盤BTやつで、それ以外の弁を制御しているように見えますので、ちょっとこの関係を説明してください。                              |
| 0:04:33 | 次 65 名で、  |
| 0:04:37 | 1167 の 56 孔サトウへ焙焼炉についての説明でも腰ほかの部分定期的に点検するっていう話があるんですが、これが具体的にどういった方法なのか。  |
| 0:04:50 | 説明をお願いします。次七つ目 161 なんだ、-58 番の猿渡です。ここにこの回答の中の会頭さんの操作、低圧で名ビニール袋に、   |
| 0:05:06 | それを追加作業があると思うんですけど、これは設備の中のもうでも部屋に出してる状態で行うということでしょうか、D層の場合ですと粉末とウランの閉じ込め機能が一時的にプラスチックこの内部コーチ周りになるかと思うんですが、                 |
| 0:05:23 | それだけしかない状態でも漏えいに漏えいの恐れはないのか、その説明をお願いします。  |
| 0:05:31 | 八つ目平地旅行じゃな 61 番の関係の更問です。  |
| 0:05:36 | d面な資料で 12102 の一番の 82 ページの図にペレット研削構想カウンター AB っていうんですがこれどっち二つの児童っちゅうのは日かわかんないで、これは上流側はいいということでもいいのかなと思うんですねまあはっきりさせるようお願いします。 |
| 0:05:57 | 最後九つ目として、161-61 番の更問  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:06:02 | このんですが、   |
| 0:06:05 | 面談資料 121022-1-82 ページの図に土地放水っていうか記載はあると思います。これは一体何を意味してるのかなとなんかペレットの線量の水っての説明があったと思うんですけどこれを当浄水っていうのは別物なのかと。 |
| 0:06:23 | あとこの浄水低圧の図面を見ると何か壊れたときにかかるように見えるんですが、その影響はないのか、これについて説明をお願いします。とりあえず更問関係は以上です。                              |
| 0:06:50 | 原子燃料工業でございますので、承知いたしました。後日書面にて回答させていただきます。  |
| 0:07:00 | 規制庁ありとですね、続きまして   |
| 0:07:05 | 面談資料の回答の更問ではなくて申請書を踏まえてもへの新たな事実確認ということで進めたいと思います。   |
| 0:07:14 | まず申請書の全般の関係とあと連動保証基準の追加の指摘ってことで筒ほどお伝えします。一つ目。   |
| 0:07:27 | 各インターロックの検出タンとか作動単独か設定値そういったものについて、店舗説明書のほうで説明は各  |
| 0:07:37 | 基本方針する説明はしてもらってるんですけど、これを全部一覧表にまとめて申請書に添付スケジュールを添付してください。これ先行事例としてはMNFのほうの申請書で異例は3年2月4日付の、                  |
| 0:07:53 | MNFどこに設工認の申請書の第3回補正書も、  |
| 0:07:57 | 6089 ページ辺りになりますのでそういったものも参考にしながら表を作るようお願いします。   |
| 0:08:05 | 二つ目、申請書の266ページとかにあるユニットの配置図で排除超えているんですが座標の原点とかあとまあどこがどういう材料なのかっていうそこがちょっと配置図じゃ、今の配置だとわからないので、               |
| 0:08:22 | そこを未配置明記するのをお願いします。   |
| 0:08:27 | それと三つ目。   |
| 0:08:30 | 2529 ページで、設計番号 10.1 のF-7として、  |
| 0:08:38 | 廃棄施設の液体廃棄物と接触するポーチには不織布耐腐食性を有するステンレスこう  |
| 0:08:47 | または何たらかんたらを用いるってあるんですが、これフロー図用のウランを含む液体を  |
| 0:08:55 | 使う機器もあったと思うんですけどねそういった機器についてはこの設計を作る必要はないのでしょうか。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:09:03 | 次連続焼結炉関係きます。シヨウフローでいう 149 市申請書力と 149 ページですけどここにですね  |
| 0:09:13 | 設計番号で 10.1 のセット 30 点以上 1.3-B に使用電圧が 600V を超えるケーブルというものと、  |
| 0:09:23 | 11.3-f3 使用電圧が ■■■■■ のケーブルということで、何か似たような堰を二つあるんですけど、これら二つ電圧が異なるのはなぜなのかなどこれは二つの違いについての考え方を説明してください。 |
| 0:09:40 | 続きまして同じく連続焼結炉関係で申請書 3103 ページなんですけど。   |
| 0:09:48 | そこにですね連続焼結炉ナンバー2 のうちの扉爆発時の圧力逃がし機構の一部として一部として設計される炉内爆発時には、   |
| 0:09:59 | 内圧逃がし機構と同様に圧力開放するって書いてるんですが、何か扉のほうを見るとこれは焼結ば同等の出し入れ時は閉じておりまして、                                    |
| 0:10:13 | 圧力は解放されなきゃいけないかな。ないように見えます。   |
| 0:10:17 | 扉が閉じてる状態で仮に炉内爆発が起きた場合に、この扉がパックのか、どういう設計になっているのは、  |
| 0:10:26 | マルマエばかりで起きるか扉の挙動について説明をお願いします。  |
| 0:10:32 | 以上 5 年以上書面で回答をお願いします。   |
| 0:10:38 | 原子燃料工業別に内海でございます。今ご質問いただきました。   |
| 0:10:46 | コメントにつきまして確認させていただきたいのですがよろしいでしょうか。   |
| 0:10:50 | 各首長割れてるするどうぞはい。   |
| 0:10:53 | コメント番号のですね 07 と 0719 の  |
| 0:11:01 | コメントなどですねユニットの配置図についてペースト 266 ページについてですね、   |
| 0:11:10 | 基準となる作業が表記されてないとのコメントのグレーにつきまして、とですね、266 ページの角左下ですね、に立体角評価における基準点ということで所基準点と、あと、建家のどちら方向へ南北方向とか   |
| 0:11:30 | 立体角評価の色度の軸に対応するののかということに記載させていただいてるんですけども、そういった情報ではまだわかりづらいといったようなことでしょうか。                        |
| 0:12:35 | 規制庁座ですけども、266 ページに減点立体角評価の基準点っていうのが記載されていて、例えばユニットの 11 が記載されているその図が、                              |
| 0:12:55 | そのあとの 272 行にありますけれども、これらの水泳と書かれている寸法がこの 266 ページのような図の図面上で読み取れるような形になってるんですか。                      |
| 0:13:11 | 原子燃料工業の内海でございます。等ですね。   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:13:16 | 申請書の 272 ページ以降で単一ユニットの先方等を示しておりますこちらのユニットの 1 サイズというのXYZで示しております。266 ページのですね、                                  |
| 0:13:33 | ユニットの配置全体図というところですね、X軸が東西方向、Y軸が南北方向、Z軸が建家の上限方向ということで、   |
| 0:13:45 | 立体角のユニット先方はこの図から読み取れるというふうな整理としております。   |
| 0:13:53 | 規制庁台数がわかりました 266 ページのずっと後に 170 人以降のずっと合わせて持ってみれば確認できますよっていう説明資料の構成になってるということですよいいですね。                         |
| 0:14:08 | 原燃工内海でございます。はい。その通りでございます。はい。ええと承知しました。   |
| 0:14:20 | はい、急遽おり取れ数字は続きまして、粉末投入機で粉末混合機の  |
| 0:14:27 | 関係の指摘事項に移りたいと思います。  |
| 0:14:32 | まず疑問に聞きますけども、まず、  |
| 0:14:35 | 粉末投入機と粉末保護系両方にかかるもんですとか、87 ページの粉末投入機能仕様表にその警報設備等の説明で質量インターロックの記載ってあるんですが、これは本まず投入記入ほんま粉末挿入そのものにする無線下がるわけじゃない。 |
| 0:14:55 | これ関係ないんじゃないかと思うんですが、この資料の説明の整理の記載の整理の説明をお願いします。次に 810 条 89 ページからの粉末混合綺麗                                       |
| 0:15:09 | この設備なんですけど、ウランを粉末する設備とウランを混合する設備だと思うんですけど。  |
| 0:15:18 | 当入射ウラン粉末をどのように今後するのか説明をしてください。次に、   |
| 0:15:24 | 同じく 89 ページの粉末混合機で起こるの臨界防止の説明で、  |
| 0:15:31 | この設備については水検知の閉じ込め閉止機構ってやつがあったと思うんですけどこれは臨界防止の説明に記載がないんですけどこれを臨界防止のための設計ではないんでしょうか。                            |
| 0:15:46 | 次に申請上 90 ページです。   |
| 0:15:49 | この閉じ込めの機能に係る記載としてここに局所排気系統に接続ってというのが主要行ではないんですか。他方で 333 ページで図面を見ると、ほんま混合機から局所排気系統に接続されているように、                 |
| 0:16:05 | 見えますのでちょっとそこの説明をお願いします。   |
| 0:16:09 | 次に同じく粉末混合機について閉じ込めの機能で粉末混合機から粉末搬送容器に粉を入れると思うんですけど、今後起動要求の間にパッキンとかそういったとじ込み機能を持つような形跡はないんでしょうか。                |

|         |  |
|---------|--|
| 0:16:27 | 次に同じく粉末混合機で今度は火災の話で、モーター   |
| 0:16:34 | の鋼板製ケースっていう説明終わったと思うんですけどこれは例えば具体的にどういう設計になっているのかの説明が  |
| 0:16:41 | まず面と縁見当たりません。具体的に例えば排熱用の開口部があるのかとか、  |
| 0:16:49 | このケースの中に水が浸入そうするとかないのかとかそういったことの説明を超えるようにお願いします。   |
| 0:16:57 | 次に粉末コンクリ溢水の関係で、  |
| 0:17:01 | これ架台上に設置するということで説明が終わっていると思うんですけど、一応本課題用に設置するものであったとしてもちゃんと溢水水位乙のほうに書いていただいて、被水周囲よりも課題が上にあるので没水しないということが、    |
| 0:17:18 | わかるように説明をお願いします。   |
| 0:17:23 | 次、270 ページのほうの臨界の柚子目になるんですけど、サブユニット 2 の (2) - 26-A から C までやつがあると思うんですけど、これはあまその粉末混合機キーとかその周辺の設備機器を            |
| 0:17:41 | 示しているようなんですが、具体的に各サブユニットが何の設備を示しているのが不明確なので、明記するのをお願いします。  |
| 0:17:51 | 続いて、   |
| 0:17:52 | 321 ページの粉末混合機の図面ですが、   |
| 0:17:56 | この粉末混合機についてもいろいろインターロックがあって制御盤があると思うんですけど、制御盤の配置とか設計は現状の図面から確認できません。   |
| 0:18:08 | 次に申請書の 332 ページで、   |
| 0:18:13 | 使用表に   |
| 0:18:17 | 粉末投入機能の話で使用表の 86 ページの使用表 D は面速を維持するという記載があるんですが、332 ページの粉末投入機能図面を見ると局所排気系度に接続はちょっと確認できない。そこもちょっと明確に          |
| 0:18:37 | 確認をお願いします。   |
| 0:18:39 | 次に同じく 332 ページの粉末挿入系の関係です。  |
| 0:18:44 | これは水。  |
| 0:18:46 | 検知のインターロックの田村さん水検知器っていうのがついてると思うんですけど、これの設置箇所設置個数ねこれをちょっと書いてはいるんですけど、この数と位置で問題ないのかっていうその考え方について詳しく説明をお願いします。 |



|         |  |
|---------|--|
| 0:19:02 | 例えばなんですけど、この水検知機 2Eが反応することなく粉末混合器内に水が入るとか、そういったことが想定されないような設置貸せる設置数になっているのかその説明をお願いします。                              |
| 0:19:18 | 次に   |
| 0:19:20 | 333 ページ粉末混合機の図面ですが、  |
| 0:19:24 | これ仕様表のほうを見るというのがふっとペダル操作の記載があるんですけど図面日本ふっとペダルの記載が、   |
| 0:19:32 | ございません。  |
| 0:19:34 | はい。  |
| 0:19:36 | 次、同じく 333 ページ粉末混合機ですが、   |
| 0:19:40 | これ閉じ込めベントして糖尿QR閉じ込めベントを排出は閉じ込めて、   |
| 0:19:47 | 二つあると思うんですけど、綴じ排出を閉じ込め弁にはどういった機能があるのでしょうか。インターロック機能については中投入側のほうが関係しているかどうかあるんですけど排出側のほうは特にそういうインターロック等にかかわらないのでしょうか。 |
| 0:20:04 | これも説明をお願いします。  |
| 0:20:09 | 続きまして、   |
| 0:20:12 | 334 ページ粉末混合機架台の説明なんですけど、この課題のどこに粉末混合機が設置されているのかちょっとよくわかりません。   |
| 0:20:24 | 同じく 334 ページ粉末混合機形です。これのBB足の範囲があると思うんですけどこれ壁の端までになってないんですけど、これ 335 ページのBDDBA足の図面上下部の端まで書いてるんでここはちょっと整合しないんじゃないかと思えます。 |
| 0:20:47 | 最後粉末混合機関係で 300 組んでおく 26 ページの⑤の拡大装荷後 335-②の拡大図、こういったものなんですけど、これらについて架台の補強部材、  |
| 0:21:02 | を見ると、壁や床に対して水中を並行に設置されてないものがありまして、これ学んでこういう設置。   |
| 0:21:11 | 出されているのか、その理由を説明をお願いします。   |
| 0:21:15 | 粉末混合粉末等に関係を以上になります。  |
| 0:21:24 | 原子炉こういう藤原です。1 点御確認させていただきたいんですが、ちょっと少し前のコメントです。混合機の粉末を投入した討論をどのように今後するかというようなご質問いただいているんですが、                         |
| 0:21:42 | どのようにというのは、装置の構造ですかそれとも何か作業んでどのようにとところをちょっと確認されたいのか、ちょっとちょっとわかりかねるところがありまして、一応ですね、我々の 89 ページの仕様書ではですね。               |

|         |   |
|---------|---|
| 0:22:00 | と混合機の型式tを記載しておりまして、形でその構造は大体わかるかと思うんですが、ちょっとこのどのように今後するかという、この部分の御質問の意味をもう少し教えていただければと思います。                 |
| 0:22:16 | すいません規制庁有田です。同様に寺浜具体的にまぜる方法ということで、何か例えば中に不足を理由があってそれで真下出てるとかいろいろあると思うんですが、それを今ちょっと説明をお願いします。                |
| 0:22:34 | 原子燃料工業の藤原です。承知いたしました。   |
| 0:22:41 | 原子燃料工業の藤原です。その他今のコメントにつきましては 50、特にございませんのでよろしくお願いします。   |
| 0:22:57 | 中について流体ません。   |
| 0:23:01 | 規制庁座ですけれども、今確認された内容は仕様表で、その型式っていうのはわかってこちらでインターネット上とかで調べると大体構造は変わったんですけれども、                                 |
| 0:23:17 | 図面上で、その構造が読み取れないということから出てる質問です。   |
| 0:23:22 | 以上です。   |
| 0:23:27 | 原子燃料工業の藤原です。はい趣旨承知いたしました規定。   |
| 0:23:34 | 図面のほうに反映したいと思います。以上です。  |
| 0:23:42 | はい。規制庁ありとあらゆる続きまして気体廃棄設備の関係の事実確認に移りだしたいと思います。一つ目。   |
| 0:23:52 | 1204 ページの申請上 1204 ページの図で  |
| 0:23:59 | 第 21 作業CSっていうところから何か点線が出ているんですけどこの点線の意味が何なのか教えてください。  |
| 0:24:07 | 二つ目、1215 ページの配置表サイズでは、系統には  |
| 0:24:14 | 第 21 プールというスクラムを教育資料に見えるんですが、1209 ページの系統図を見るとその部屋には繋がってなくて、ちょっと赤系統図と増販配置詳細図とか整合しないように見受けられるんですがその説明をお願いします。 |
| 0:24:31 | 続きまして、  |
| 0:24:34 | 送排風機異常時インターロックっていうのがあったと思うんですけどそのインターロックの考え方について、ちょっとよくわからないことがあるので以下に幾つか指摘しますんでそれらの                        |
| 0:24:47 | それらも踏まえた上でその考え方を整理し説明してください。  |
| 0:24:51 | 一つ目よくわからない構造としては 1242 ページの送排風機常時インターロックことなんですが、これ見ると、   |
| 0:25:00 | 急騰位置の排風機 6001 バーの異常停止時に急騰   |
| 0:25:07 | 系統 2 の配賦費 6000 にはも呈するの構成になっております。   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:25:12 | ですが系統地盤系と2番でこれそれぞれどこに繋がってないので連動できる人がないように見受けられるんですが、これはどういう、どういった理由なんですか。                      |
| 0:25:22 | もう一方、  |
| 0:25:24 | あげますと1243ページの同じ部分だろう構造なんですけど、  |
| 0:25:30 | これは系統の排風機2000A6000にバンの異常停止時なんですけど、これは何か救急日当停止が会計ないでこれなぜとも以内に消火                                 |
| 0:25:43 | はい。以上インターのこの説明にオカの考え方について説明をお願いします。  |
| 0:25:49 | 続きまして、   |
| 0:25:51 | 2648ページの表で、  |
| 0:25:55 | 排風器の排気能力を書いてもらっていると思うんですけどこれを使用表のほうにも記載するのをお願いします。   |
| 0:26:04 | 続きまして同じ2648ページの表なんですけど、ここメルター排風機305-F。   |
| 0:26:14 | 低圧が2個改訂もしておりこれ30このF-申し訳ないと思います。  |
| 0:26:21 | 続きまして、   |
| 0:26:24 | 2648ページの表5同じくですか。  |
| 0:26:28 | ここ見ると、建物全体の容積等規程排気設備全体の廃棄能力から計算して会期回数が毎時ロック解除っていう説明されてると思うんですけど、                               |
| 0:26:43 | 気体廃棄設備の系統のほうを読みますと部屋によって継続される排気系統が異なりますので全体の   |
| 0:26:53 | 数値だけで測ったとしてもこれで果たして本当にどのペアと排気系統においても毎時6回っていうの関係回数がちょっと満たせる残るはつきりしないので、ちょっとそこを整理し説明するようにお願いします。 |
| 0:27:07 | 期待入りやすい環境以上になります。  |
| 0:27:15 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点について後日書面にて回答させていただきます。   |
| 0:27:30 | 規制庁ありたる鈴木まして廃液処理設備と放射線管理施設についての事実確認をするかと思えます。  |
| 0:27:41 | まず廃液処理設備なんですけど1323ページにちょうど系統図があつてあるんですけど、凝集沈殿槽No.1からNo.4で感じで、副事業の総戸数の設備は何かまとめた書き方になって、         |
| 0:27:57 | これだと詳しくどういう繋がりになっているのかがちょっとよくわからないので、ちゃんと一番から4番がそれぞれどれに繋がってっていうのが各設備ごとの繋がりがわかるように系統増加額をお願いします。 |

|         |   |
|---------|---|
| 0:28:11 | 続きまして放射線管理施設に移りますが、申請書 1660 オカ 63 ページ、第 2 加工棟 3 階にハンドふっこモニターは設置されていないんですが、建物の図面のほうを見ますと、  |
| 0:28:29 | 3 階にも第 1 種管理区域と第二種管理区域は非管理横坑非管理区域の協会の壁があると思うんですが、この境界は出入口はない協会は出入口はないのでしょうか。              |
| 0:28:46 | 次に  |
| 0:28:48 | 1625 ページの休みふオカこ管理区域になったやつの設置場所に   |
| 0:28:57 | 第 2 加工棟と第 2 粉末切り捨て記載はあるんですが、1667 ページの配置図 2 をちょっと  |
| 0:29:05 | 記載がございませんので、中制図面の成功がされていないんじゃないかと思えます。  |
| 0:29:13 | 続きまして 1600 年以上同じ 5626 ページの朝には管理区域内  |
| 0:29:19 | それと、ダストモニター、  |
| 0:29:22 | 1634 ページのダストモニタ換気を 1636 ページのダストモニタ排気をねこれ  |
| 0:29:31 | はい。   |
| 0:29:32 | 使用表の何か説明見ると何か似たような機能のものに見えるんですがこれを受けてどういった機能の違いがあるんでしょうか。                                 |
| 0:29:39 | 1 オカ監視バン-5 という値は費用が読み取るんですが、そこは中学で測定するものが同じという整理でよろしいんでしょうか。                              |
| 0:29:50 | いえ、それを配布放射線管理関係で 1668 ページ、69 ページ、凡例のひし形の  |
| 0:29:59 | ところなんですけども、管理区域内で書いているんですけどこれは廃棄孔各戸配布の間違いじゃないかと思えます。                                      |
| 0:30:07 | 放射線管理施設関係は以上になります。  |
| 0:30:15 | 原燃工でございます。承知いたしました。   |
| 0:30:27 | はい。紀州長有田です。続きまして、加熱炉加熱炉の関係の事実確認に移りたいと思います。  |
| 0:30:39 | 一つ目ですが 1780 ページの加熱炉の仕様表。  |
| 0:30:44 | この中にその他の性能の最大取扱量と、臨海情報誌の単一ユニットの質量制限値が異なるんですが、これ両方の値がちゃんと継続をしてる整合しているということを説明するようお願いいたします。 |
| 0:31:00 | 次に同じく管理するので。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:31:03 | 緊急遮断弁の設置場所さんが横洋画壁面と記載しているんですが、1967 ページ、1972 ページの図面見ると、それからこの図を見ると 4 階の室内に設置されているように見えて中の建物の構造は、                  |
| 0:31:19 | わかりにくい点はあるかもしれないですけど、何か図を見る限りだとか 4 回のしないようになるように見えます。  |
| 0:31:25 | これについてはちょっと建物の横から見た図面つけるなどでちょっと精緻時間明確になるように、   |
| 0:31:32 | 記載するようにお願いします。   |
| 0:31:35 | 続きまして、   |
| 0:31:37 | 加熱炉の臨界の関係なんですが、加熱炉が含まれている単一ユニット、   |
| 0:31:44 | No.2-7(3)ティアツー或いはこの図面もうながら臨界図面が見当たらないので、ちょっとこの考え方を説明をお願いします。   |
| 0:31:54 | 続いて 178946 加熱炉で、   |
| 0:31:58 | この地震による損傷の防止欄ですが、この管理ツールについては、重要度分類 2 類のやつと生きるのやつはまだ混在してるんですが、2 類が損傷した場合のイチローへの波及的影響がないのか説明をお願いします。              |
| 0:32:16 | 続きまして、同じく加熱炉で外部衝撃のところでは広告費ロッカーについて、特に何か記載はないんですが、保育立てOの主要業務とちゃんとも該当しない理由というのが書いてあると思うのでその記載の整合を                  |
| 0:32:34 | 塗料をお願いします。   |
| 0:32:37 | 次に加熱炉の火災等による損傷の防止の関係です。  |
| 0:32:42 | この加熱すると類似の設備する連続焼結炉があると思うんですけど。  |
| 0:32:47 | 連続焼結炉では使用電圧 ■■■用のケーブルっていう  |
| 0:32:53 | やすかったと思うんですけど、加熱ルールではこういったものがございません。JA加熱するとまだ似たような小型コーン引っかけん高かった雰囲気可変ろってのがあると思うんですけど、これも同じく ■■■字のケーブルの記載がございません。 |
| 0:33:09 | この違いはどういった流もんなのか説明をお願いします。   |
| 0:33:14 | 次、同じく加熱炉とあと小型雰囲気花粉のも同様の問題あるんですが、火災等による損傷の防止で、  |
| 0:33:23 | 連続焼結炉のほうでは冷却遅い圧力低が検知機構っていうインターロックがあったんですが、これは加熱炉と小型興奮疑義可変炉にはございません。これもなぜこの二つにはないのか理由を説明してください。                   |
| 0:33:44 | 続きまして、   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:33:46 | C1784 ページの加熱炉の仕様表の火災等による損傷の防止で児童窒素ガス切替装置のほう世紀から列挙されていると思うんですがこん中に窒素ガス導入弁があるはずなんですけどそれが記載されていません。                               |
| 0:34:03 | 続きまして、   |
| 0:34:05 | 過熱の材料として樹脂っていうのがあると思うんですけどこれ具体的な材料がないと船なのか何なのかっていうのがちょっとはつきりと判断できません。なんか難燃性の重症なポリカーボネートがいろいろあると思うんですけど。                        |
| 0:34:21 | その辺も明記するのをお願いします。  |
| 0:34:25 | 続きまして加熱炉関係での設備で 1820A のか、20 ページの感震計ってやつ。   |
| 0:34:35 | ですが、これは外部衝撃についてなんですけど、外部火災についての記載がないんですがこれの影響について説明をお願いします。  |
| 0:34:45 | 次に、  |
| 0:34:47 | 1929 ページのガス会館校正ガス配管機器構成図というやつなんですけどここにいろいろ弁の名前があると思うんですけど、ここシヨウ風力使っている弁の名前と。   |
| 0:35:02 | 名前をちゃんとまずのほうにも書いて見やすいように工夫してみれば見やすいように記載してください。  |
| 0:35:09 | 次にマジック深さ配管機器構成図なんですけど、家熱量の窒素ガスを導く配管なんですけど、これは何か途中で分岐して電磁弁のあるルートのないルート二つ分かれているように今の図面だと見えます。                                    |
| 0:35:26 | これでいくと結局電磁弁があっても素通りするルートがあるんで窒素の導入セーブできないと思うんですけど、これのこういった設計の考え方を説明してください。   |
| 0:35:40 | 続きまして 1930 ページ、可燃性ガス配管の配置図なんですけど、  |
| 0:35:46 | この配管についてはアンモニア分解がシュラウド水素が不用の 2 系統があったと思うんですけど、図中ではませんが 1 本しかございません。これについてはまあ下刻並行して設置している 2 本の配管を 1 本の線に求める抱えているということよろしいでしょうか。 |
| 0:36:04 | 同じく 1930 ページ、可燃性ガス配管の配置図で、これがですね、4 階へ配管が途切れていると思うんですけど、これは 4 階から外壁に沿ってさん外に繋がっているっていう   |
| 0:36:20 | ことなんでしょうか、あと 3 号の室内でも何か一部配管が途切れるというところがあって、ちょっとその辺の途切れるところ繋がりとかがよくわからないので、そこもちょっと注分けするなりちょっとわかりやすいように確認をお願いします。                |
| 0:36:36 | 続きまして、   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:36:37 | 1968 ページの感震計の配置図なんですけど、ちょっとこの図だけ見てもちょっと取付位置が要は壁んよくわからないでちょっと  |
| 0:36:50 | 説明をお願いします。  |
| 0:36:53 | 次に 1972 ページ。  |
| 0:36:57 | の表図とかになるんですが、そのタイトルに開発大手タイトルはあると思うんですけど、これは加入するところがわか雰囲気可変炉の二つ合わせるようになったことでもいいんでしょうか。これにそうであれば                      |
| 0:37:14 | 方の言葉の定義にあたる記載がちょっとCOO申請書から見当たりませんでしたので、名前の整理とか統一をするのをお願いします。  |
| 0:37:25 | 続きまして、  |
| 0:37:27 | 1978 ページの可燃性ガス漏えい検知器の配置図なんですけど、これ見ると、検知器の水素の検知器を見ると、天井のはりに設置するって書いていまして何かこれを見ると、検知モデル天井とか梁までの水素がたまるんじゃないかと思われるんですが、 |
| 0:37:46 | その間に仮にたまったとしても安全に停止できるということを説明してください。   |
| 0:37:53 | 続きまして、1978 ページの可燃性ガス漏えい検知器の配置図ですが、  |
| 0:38:00 | これ見ると、牽引地域国庫水素ってやつは何か四つあるように見えるんですが、1783 ページの仕様表でこれ 2 台設置するって書いていて、ちょっと記載は整合しないように見えられますのでちょうどここにも説明をお願いします。        |
| 0:38:18 | 理由最後加熱炉関係で 3112 から 3113 ページなんですけどここ爆発圧力の算出の話が書いてると思うんですけど、この計算方法はこれ連続焼結炉と違う計算方法になってまして。                             |
| 0:38:36 | これなぜ違う方法を使っているのか説明をお願いします。  |
| 0:38:39 | これについては小型広域可変の連続焼結炉と違う方法になった方になってるかと思うので、   |
| 0:38:46 | そこの考え方の説明をお願いします。   |
| 0:38:50 | 加熱炉関係は以上です。   |
| 0:38:57 | はい。   |
| 0:38:59 | 原子燃料工業の藤原でございます。ちょっと加熱炉関係ですね、ちょっと最初の頃にご質問あった件で 1 点確認させていただきたいんですけど、外部衝撃ですね、航空機落下の記載がないというようなご指摘がございましたが、            |
| 0:39:17 | 一応我々のほうの整理ではですね、こういう航空機落下等はですねあの建物単位で評価許可と評価しておりましたので建物のほうでは使用していると。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:39:28 | こちらの設備加熱炉に限らずですね、内部のものは特に記載はしておりませんで、こういうですね航空機落下に限らず、森林火災もそうですし、交通事故、そういったもの。   |
| 0:39:44 | もう同様に、個々の設備には書いていない。いやおらずに建物で記載しているというような整理になってございますが、そういった回答をそういったふうに整理しております。  |
| 0:39:59 | 以上です。  |
| 0:40:01 | 規制庁有田ですけど、模糊ねツールの本体はなく設備の建物の中にある野呂層の整理でいいと思うんですけど、これ一部なんか配管とか弁が外にあるやつがあったかと思うんでそれについての外部衝撃の説明っていうのは結構建物と同じく、               |
| 0:40:19 | 説明の記載をしてもらい必要があらうかと思うので、ちょっとそういった趣旨で指摘しております。  |
| 0:40:27 | 原子燃料工業、藤原です。   |
| 0:40:31 | 都市し、結構質問の趣旨は承知いたしましたので少し検討してですね、回答のほうを   |
| 0:40:40 | 回答させていただきたいと思います。  |
| 0:40:42 | 以上です。経営原子燃料工業の内海でございます。続けて質問させていただきたいんですけども、加熱炉が含まれている単位繊維等の図面がないとの質問をいただきまして、こちらですね湛水投影ナンバー2-7-3が含まれております。2のまま領域はですね。     |
| 0:41:03 | 複数ユニットの評価といたしました臨界計算をしております。こちらの臨界計算なんですけれども、立体角法とは違いまして、ユニットの寸法といったものを評価に用いているわけではありませんで、そういったことを説明させていただくということで惜しいでしょうか。 |
| 0:41:21 | はい。  |
| 0:41:22 | 修正有田です。その辺の考え方の整理を説明してくだされば大丈夫です。はい。   |
| 0:41:31 | 原子燃料工業済みでございます。承知いたしました。   |
| 0:41:54 | 原子燃料工業でございます。その他ご指摘の点につきまして後日書面にて回答させていただきます。  |
| 0:42:02 | 急遽割れてそれでよろしく申し上げますだと私のほうから、分析設備とあと遮へい平気投影発電疑似ポンプ室この辺についての事実確認をお伝えしたいと思います。   |
| 0:42:17 | 一つ目なんですけど、1751 ページ分析設備の粉末取扱フードNo.1 っていうんですけど、これちょっと材料 1 論がちょっと申請書で見当たりませんで、  |



|         |  |
|---------|--|
| 0:42:30 | 次の隻ですが、1757 ページドラフトチャンバーナンバーワン低圧でこれレース<br>コラボがついてるらしいんですけど、コラボがどういう設計になってるか図面から<br>読み取れません。あともう一つ                    |
| 0:42:46 | 1894 ページの配置図で、   |
| 0:42:49 | 18165 から 18 で重畳 80165 から 801 月ことで、なんかそこらボロNo.1 からN<br>o.3 まとめて書いているところがあるんですけど、これがスクラバの位置を示し<br>ているということによろしいんでしょうか。 |
| 0:43:04 | 次にもうすぐ設備最後なんですけど、  |
| 0:43:08 | 1575 ページにドラフトチャンバーナンバーワンでこれのとじ込み機能としてスク<br>ラバれ酸アルカリを除去するって書いてるんですけど、ウランを除去する機能が<br>ないのであればこれ閉じ込み機能ではですね、閉じ込み機能には、    |
| 0:43:24 | 該当しないんじゃないかと思われます。   |
| 0:43:27 | 例えば 3 が 6 割による腐食により、   |
| 0:43:32 | 廃棄先の気体廃棄設備が損傷し、閉じ込め機能を喪失しないために設計して<br>いるという考えであれば閉じ込めには関係すると思うんですけど、その辺の考<br>え方を整理して説明していく。はい。                       |
| 0:43:47 | 続いて遮へい平気なんですけど、  |
| 0:43:50 | 遮へい議ナンバーツ-1723 ページなんですけど。  |
| 0:43:55 | この設計の関係で上がるApple混ってやつの厚さが書いてないと思うんで<br>すけどこれはないと設置面が何メートルかというのがよくわかんないので、ちゃ<br>んとその厚さを何メートルさを欠いて地上から何mで支持しているのかを     |
| 0:44:12 | 図面上で明記してくださいねこれは遮へい平気ナンバースリーも同様です。   |
| 0:44:19 | 続きまして 1000 年半 2883 ページ。  |
| 0:44:24 | の  |
| 0:44:27 | 設計方法の方から工事時一次設計ってやつで、  |
| 0:44:32 | これ見ると標準せん断力係数について記載されているんですけど上部構造に限<br>定されて記載になっているので、地下階とかあとピットの設計に用いる地震力<br>の考えについても記載時ください。                       |
| 0:44:45 | 過去使用表欄外の過去にも同様でお願いします。   |
| 0:44:50 | 続きましては発電機ポンプ室の関係で、   |
| 0:44:54 | 2904 ページ、これ載せ表 3739 で、部材分別が設置破損なってるんですけど、<br>来そうの評価結果も規制するのをお願いします。  |
| 0:45:07 | 最後映写平気ナンバーツ-No.フリーで、   |
| 0:45:12 | 2910 ページの表 54 で短期許容支持力が長期よりも小さい利用説明してくだ<br>さい。私のほうからは以上になります。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:45:26 | はい。  |
| 0:45:28 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点について後日書面にて回答させていただきます。   |
| 0:45:36 | はい。ありいづれそういうよろしく申し上げます。  |
| 0:45:45 | 規制庁座です。それでは、あと私のほうから何点か6月に16月17日のコメントに対する回答に対しての   |
| 0:46:00 | 追加での確認事項でございます。  |
| 0:46:03 | まず60617-4に関連しての追加確認事項です。   |
| 0:46:10 | これについては、事業許可申請書の5.5の171Ah(ハ)のですね、内部溢水に対する考慮の(2)の溢水に対する安全設計、  |
| 0:46:28 | 括弧、2の被水に対する安全設計⑥に  |
| 0:46:36 | それに対するその考え方が記載されてますんで、ここに書いてる内容ですね、これ1例なんで参考で読み上げますけれども、   |
| 0:46:48 | ウラン取り扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造。   |
| 0:46:57 | レバーロックカップル型の閉じ込めキャップまたは水密バルブの閉じ込め  |
| 0:47:02 | 都市閉じ込めキャップを取りつけてさらに金属製の防止カバーを。   |
| 0:47:09 | 変質する。  |
| 0:47:10 | 閉じ込め弁の上部にさらに設置したゲートバルブを閉止する投入孔の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに、被水防止の蓋を設置する。                                      |
| 0:47:24 | 閉じ込め弁が開放してる間の浸水の可能性を低減するため、プラント導入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間はふたが閉止する機能を持つとペダル始期とする。                       |
| 0:47:39 | 水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とするなど、設備機器の設置場所及び個々の設備機器の特徴を踏まえて、                            |
| 0:47:56 | 多数対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し閉じ込めベントを閉じるというような記載がありますんで、これについて、                  |
| 0:48:12 | 当設工認の申請書のですね、資料表であつたり図面であつたり適合説明書であつたり基本方針書を読んでですね、読み取りない点を読み取れない点がありますので、こういう安全設計事業許可に書かれている安全設計に対して、 |
| 0:48:32 | きちんとその設工認の中でですね、落とし込まれているということをですね、確認するようにしてください。  |
| 0:48:43 | 1回ここで切ります。よろしいでしょうか。   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:48:48 | 原子燃料工業でございます。承知いたしました。ご指摘の点について後日書面にて回答いたします。   |
| 0:48:56 | 続きまして、6月17日の0617-18で補足資料で、同じ番号ですね0杭17-18に関して、これ先ほど有田が言ったところとちょっとダブるところもございますが、                          |
| 0:49:15 | 改めて交通コメントさせていただきます。   |
| 0:49:20 | まず竜巻に関して、技術基準適合性の観点から、これらの構成機器が損傷を受けたとしてもっという説明なんですけれども、竜巻により安全機能が損なわれる恐れがないということに対して説明をお願いします。         |
| 0:49:39 | 続いて極低温に関してなんですけれども、最低気温マイナス7.5で作動する機器を設置するとありますけれども、これはどのような確認をしたことをもってですね、作動しているのか、その考え方について説明をお願いします。 |
| 0:50:01 | 続いてその他のその外部事象なんですけれども、ええと火山活動積雪であったり、生物学的事象、外部火災電磁的障害交通事故に関して東端に非該当とすることではなくてですね。                       |
| 0:50:18 | 当該事象に対する影響を評価した上で損傷する損傷の恐れがないという説明をお願いします。  |
| 0:50:29 | 続いて当該DB事象の最後ですけれども、   |
| 0:50:35 | 電磁障害に関しては、メカニカルリレーを使用することで電磁干渉による影響が防止できるという説明なんですけれども、その根拠についてご説明をお願いします。                              |
| 0:50:49 | 1回ここで切りたいと思います。   |
| 0:50:55 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点について、後日書面にて回答いたします。   |
| 0:51:06 | 規制庁座です。それでは続きまして、6月17日の回答に対する確認を続けさせていただきます。  |
| 0:51:16 | 0617-32についてです。これインターロックに関する関係で全般に呼ぶものなんですけれども、  |
| 0:51:28 | インターロックについては、事業許可のですね本文ですね、26ページ。   |
| 0:51:35 | かっこのですね、安全機能を有する施設(5)においてですね。   |
| 0:51:42 | 機器等の破損、故障等により、核燃料物質等外部に放出する可能性がある事象が発生することを防止し、公衆に著しい被ばくを与えないようにするためのインターロックを設ける設計とする。                  |
| 0:51:59 | インターロック機構は損傷時の影響に応じて多重性または多様性、  |
| 0:52:07 | 耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:52:13 | という本文のまず記載に従って多重性等の設計を行っているというふうに考えますので、  |
| 0:52:21 | 多重性としなないインターロック等についてはですね、当該基本方針に従って、としていないということについて説明をするようにお願いします。  |
| 0:52:34 | 続きまして、0617 の 52 についてです。   |
| 0:52:41 | ここです回答にありました、同じ種類の台車 2 台を用いる場合については、そう立体角はユニットの中心位置が変わらないため既認可と同様であるってところがですね。すいません理解不足なのかもしれませんがけれども理解                                 |
| 0:53:00 | ちょっとできなかったもので、このところの説明をお願いします。  |
| 0:53:06 | 続きまして、061758 です。  |
| 0:53:11 | ここに書かれている手順ですね、①の手順について、  |
| 0:53:16 | どのように行うのかってところの確認、説明をお願いします手作業で行うのか、プラスチック風呂ーそのうち部黒についてはどのように粉碎機に設置するのかなどについてご説明をお願いします。  |
| 0:53:35 | 続きまして 0617-63 です。これは回答の書き方だけの問題なのかもしれませんが、名称については、適切な設計適切なものに見直すようお願いします。   |
| 0:53:51 | 6 月 17 日のコメントに対しては以上になりますのでここで一度切りたいと思います。  |
| 0:54:00 | 原子燃料工業の内海でございます。0617 の 52 についてのコメントなんですけれども、  |
| 0:54:10 | 層理ユニットえーとですね。   |
| 0:54:13 | 立体角法による層理大学なんですけれども、あるユニットから見た層理体格は周囲のユニットの配置等ですね、そのユニットの中心位置に呑みによって決まりましてそのユニットのサイズには全く依存しないんですけれども、そういったことを説明させていただくということでもよろしいでしょうか。 |
| 0:54:33 | 5、  |
| 0:54:35 | 来民間のーところっていうのは大小 2 年を用いることになっていないという状態のものと、今回代車 2 台を用いるっていうところろで、   |
| 0:54:49 | 中心位置が変わらないっていうことなんですか。  |
| 0:54:53 | 原子燃料工業を詰めてございます。中心の位置はそのままユニットのサイズが 1 台から 2 台分に増えたというところでございます。   |
| 0:55:08 | すいません。まずちょっと理解が多分できてないんだと思うんですけど、読との位置っていうのは 2 台を想定しているっていうところはどういう位置ということではなくて、  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:55:22 | 中心の位置はのみ変わらないという設定のもとを目指しているということですか。   |
| 0:55:31 | 原子燃料工業の内海でございます。はい。その通りでございます。  |
| 0:55:37 | わかりました。それがあれですか、1台であろうと2台であろうとなんていうか台車の動く域っていうかそういうものを考えて、一応は変わらないというふうに理解したんですけれどもそれでよろしいんですか。 |
| 0:55:54 | 原子燃料工業の黒石でございます。内海からの説明で若干補足させていただきます。申請書の中で台車に大扱うことでユニットの寸法大きくなる部分につきましては、                     |
| 0:56:11 | 会社ではなくてそのほかに周りに設置してある設備たち   |
| 0:56:16 | にとって立体確保多少大きくなるのであれば影響があるのかないのかということの評価して記させていただいておりました。  |
| 0:56:24 | 前回ではなくて前々回あたりにコメントいただきましたのは、代車自体はどうもないのかということでありまして、今回その説明をさせていただいております。                        |
| 0:56:37 | 通路を通ります台車にとりましてはですね通過位置通路を変更してございません。   |
| 0:56:45 | ですので会社にとって周りの設備というものは先方の御ありませんし、位置関係も変わりませんので、会社にとっての立体確定が変わらないっていうところを説明させていただいております。以上でございます。 |
| 0:57:00 | 規制庁差です。うん理解できました。その回答で結構でございます。   |
| 0:57:08 | その他先に進めてよろしいでしょうか。  |
| 0:57:14 | 原子燃料工業Aでございます。その他の質問につきましては後日書面にて回答させていただきます。   |
| 0:57:24 | 規制庁座です。それでは6月29日のコメント対応に対する回答に対する確認を追加の確認をさせていただきます。  |
| 0:57:39 | で、  |
| 0:57:40 | この確認側は6月29日にしているコメントがですね、すでに6月17日だとか前に確認コメントした事項のサトウになってますんですね、ちょっと可能性例とコメント回答の整理のほうを少し工夫して、    |
| 0:58:00 | いただきたいのは、更問については、もとのコメントのところに記載していただきたいと思っていますというのは、こちら人もが変わるので、                                |
| 0:58:14 | 同じところの質問をですね更問でこんな何度も繰り返さないようにするために、そちらにカー記載していただいた上で、通し番号とっているのも、こちらについては、そちら側の前に記載しているところに、   |
| 0:58:29 | 回答してますよというような形ですね、読み取れるようにする等ですね、少し工夫をしていただきたいと思っているんですけれども、よろしいでしょうか。                          |

|         |   |
|---------|---|
| 0:58:43 | 原子燃料工業の藤原でございます。この点につきましてコメントの前か後かどちらでというふうにも我々も以前からですね、ちょっと悩ましいところがございますが、                             |
| 0:59:01 | ご指摘の通りですねちょっと今後見直して最初のコメントのほうを見直していくように、で変更したいと思います。  |
| 0:59:11 | 趣旨は承知いたしました。以上です。   |
| 0:59:16 | 規制庁沢です。東三申し訳ありませんがよろしくお願いします。   |
| 0:59:21 | 続きまして、0629 の 50 です。   |
| 0:59:28 | これ  |
| 0:59:30 | 安全機能ではないその機能について御説明いただいた内容がですね、現在の安全機能を有しているという減圧装置屋外に設置するこれの安全機能と同じような内容なんではないかというふう                   |
| 0:59:46 | 考えての質問です。で、どのような機能かっていうところと、安全機能ではないと言ってるところのその安全機能とですね、下がるのかどうかというところについて、わからなかったものですから、追加で            |
| 1:00:02 | 御説明をお願いします。   |
| 1:00:06 | 1 回ここで切りたいと思います。  |
| 1:00:12 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点について後日書面にて回答させていただきます。  |
| 1:00:20 | 規制庁座ですよろしくお願いします。そうしましたら続きまして、0629-56 です。   |
| 1:00:29 | こちらについては、   |
| 1:00:32 | まず回答の対応で説明されてる内容ですね。可燃性ガスを滞留させないよう、炉外で燃焼させるということをもって、その当該技術基準要求に従って水素ガスアンモニア分解ガスの供給自動停止する構造。            |
| 1:00:50 | を設置するものではないですよっていうご説明については理解しました。   |
| 1:00:55 | ですので、そのことがわかるようなアート申請書の本文添付エアー本文図面等を含めてですね、あと説明の添付説明書になっていけば、結構ですので、あとパイロットバーナー出荷時についていうところその方がそのAというふう |
| 1:01:15 | に追記されているところについては、   |
| 1:01:15 | 今のお話を踏まえて、念のために設置するというところについては理解しました。   |
| 1:01:21 | ですので今聴覚にさせていただいて本文だとか添付説明書そのようになってれば結構ですということです。  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:01:30 | 続きまして、0629-58 です。   |
| 1:01:36 | ここの循環冷却水系統一式って言うところ、循環冷却水系統で、その安全機能に関するところなんですけれども、その水素ガス漏えいの発生を防止するために、その連続焼結炉の構成機器として、                          |
| 1:01:52 | 循環冷却水系統一式   |
| 1:01:55 | がですね、連続焼結Ⅱ炉の安全機能として整理するのが適切ではないのかというふうに深層防護の考え方に基づいて考えているんですけれども、そちらの方を今一度ATOKそういう観点で考えていただいて検討していただいた上で回答してください。 |
| 1:02:17 | 続いて最後なんですけれども、0629 の  |
| 1:02:24 | で、これはインタロック関係の話なんですけれども、本文図面において一連の事象が本部においてその動作するということがですね。読み取れるようにしていただきたいと考えています。                              |
| 1:02:39 | 6月29日の分については以上でございます。ここで一度切りたいと思います。  |
| 1:02:48 | 原子燃料工業でございます。ご指摘いただいた点につきまして、後日書面にて回答させていただきます。   |
| 1:03:00 | 規制庁座です。よろしく申し上げます。  |
| 1:03:04 | そうしましたら、いただいたコメント回答の更問ということではなくてですね。  |
| 1:03:12 | 附属書類続いてシュゾウ附属書類14ですね、あの適合性確認を先送りする施設。   |
| 1:03:22 | その選考申請する施設への波及的影響に関する説明書に関する確認事項になります。  |
| 1:03:32 | まず一つ目なんですけれども、先送り施設先送りする施設等を先行申請する施設で、とりあえずある設備機器、  |
| 1:03:43 | 例えばその浄水配管であったり、気体廃棄設備のダクトであったり、可燃性ガス配管であったりなどについてなんですけれども、  |
| 1:03:56 | 先行申請する施設として、その本申請の本文記載について本文記載においてですね。取り合いについてきちんと明確にするようにしてください。   |
| 1:04:09 | 本件は   |
| 1:04:11 | 附属書類14の中でですね、きちんとその本文のどこでこう明確にされているということをこの資料の中でクローズするような形で取りまとめていただきたいと考えていますというのはこの点非常に重要な点なので、                 |
| 1:04:29 | 追加でこのようなコメントというかさせていただきます。  |
| 1:04:37 | 続けさせていただきますと、3233 ページ。  |
| 1:04:43 | の   |

|         |   |
|---------|---|
| 1:04:45 | 2 ポツのですね、三つ目のポツのところ、循環水配管についての説明があるんですけども、  |
| 1:04:53 | 醸成配管の説明がないということに対する理由について説明をお願いします。   |
| 1:05:03 | で、と関係するところで、  |
| 1:05:08 | 同じところですね、3233 ページの 2 ポツの三つ目のポツです。   |
| 1:05:14 | 循環水配管は溢水起源とならないように閉止措置を講じるという記載なんですけれども、  |
| 1:05:22 | これに関して、3246 ページに示されている、その閉止位置を踏まえると、  |
| 1:05:30 | 言い過ぎになるんじゃないかっていうふうを感じるんですけども、あそこ龔のところですね、閉止位置を含めてですね、1 制限にならないのかならないのかというところを再再度説明するようにお願いします。 |
| 1:05:45 | 続いてもう 1 点だけ聞きますが、3234 ページ。  |
| 1:05:53 | から各技術基準に対する説明についてですね。   |
| 1:05:57 | 概要の説明。  |
| 1:06:00 | がなされているんですけども波及的影響について判断できないところが多々ございます。  |
| 1:06:06 | 評価内容などですね本附属書類で読み取れる内容として整理するようにお願いします。   |
| 1:06:16 | 以下ですね。奇数負債が説明が不足している事項について、   |
| 1:06:23 | 参考にお話ししたいと思いますけれども、ここで 1 回まずは切りたいと思います。   |
| 1:06:31 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして、後日書面にて回答させていただきます。   |
| 1:06:40 | 規制庁側です。そうしましたら、当期さEの不足しているのではないかとこちらの今考えているところについて参考にお伝えしておきますので、それを踏まえて                        |
| 1:06:56 | 再度検討していただければと思います。  |
| 1:06:59 | まず 3234 ページ。  |
| 1:07:02 | これは不足しているというよりもお願いですが、第 1 から第 4 次申請で申請済みのものについてはですね、新生児数等申請箇所を明確にまずしてください。                      |
| 1:07:16 | 続いてですね、当臨界防止についてなんですけれども、この資料で、その核的制限値の取り扱いであったりとか、複数ユニットの臨界評価の考え方について説明。                       |
| 1:07:32 | が必要ではないかと。  |



|         |   |
|---------|---|
| 1:07:34 | と考えているところですね。   |
| 1:07:38 | 続きまして、地震による損傷の防止に関してなんですけれども、   |
| 1:07:43 | 先送り施設を先送りする施設等。   |
| 1:07:47 | 潜航申請する施設で、  |
| 1:07:50 | 取り合いがある設備機器、  |
| 1:07:53 | 先ほど言った通り浄水配管だとかだ機械系のダクトであったりとか可燃性ガス配管などについてなんですけれども、取り合え点を明確にして、本申請での耐震評価範囲というものがどこまでなのか。   |
| 1:08:09 | 切離し箇所はその耐震重要度分類の観点から、   |
| 1:08:14 | 適切か。  |
| 1:08:16 | などですね、具体的な位置、構造がわかるように説明がわかるような説明をお願いします。   |
| 1:08:24 | 本件についてはですね、その地震の損傷、地震による損傷の防止のみならず、その閉じ込めの機能であったり、火災等による損傷の防止、溢水による損傷の防止、安全機能を有する施設などについても、 |
| 1:08:39 | 同様でございますので、確認をして説明をするように検討をお願いします。  |
| 1:08:49 | 続いて、  |
| 1:08:51 | 3234 ページ閉じ込めの機能についてなんですけれども、  |
| 1:08:56 | 気体廃棄設備の説明についてはですね、取り合い点を含めて、その系統全体に対しての説明をするようにお願いします。                                      |
| 1:09:09 | 続きまして、ちょっと先に言ったところとかぶりますが、通ず溢水による損傷の防止についてなんですけれども、溢水位置を踏まえた溢水影響評価について、                     |
| 1:09:24 | 説明するようにお願いします。  |
| 1:09:29 | 3246 ページですね。  |
| 1:09:32 | 図 4A 公判申請の施設の配管に対する措置   |
| 1:09:38 | というところにおいてですね、製販申請のエリア内をその鋼板申請の浄水配管というものが通過   |
| 1:09:48 | していますけれども、その地震による破損の溢水等により前半申請の施設への影響はないのか。   |
| 1:09:58 | 上流側で閉止措置をとっているのか。   |
| 1:10:02 | 当弁弁はですね、耐震評価上を配管と一体で評価してと思っていますけれども、閉止弁の機能、   |
| 1:10:12 | 共同についてはどのように保証するのか。   |
| 1:10:15 | 等について、  |

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 1:10:17 | 説明をお願いします。                            |
| 1:10:19 | 本件については、火災等による損傷の防止における可燃性ガス配管について    |
|         | も、                                    |
| 1:10:27 | 同様でございます。                             |
| 1:10:32 | 続きまして、安全機能を有する施設の説明において、              |
| 1:10:40 | えーとですね、ここはいいですね。続いてその材料及び構造についてのところ   |
|         | なんですけれども、安全上重要な施設はないため対象外っていう説明になっ    |
|         | ているんですけども、                            |
| 1:10:52 | このところはそれだけで対象外になるっていうわけではないと思いますの     |
|         | で、加工施設の技術基準に関する規則及びその解釈の規定内容を確認して     |
|         | それを踏まえた御説明にするようにお願いします。               |
| 1:11:12 | 続きまして、                                |
| 1:11:14 | 3200A36 ページですね。                       |
| 1:11:19 | 後半これちょっと言い回しだけの問題かもしれませんが、鋼板申請の施設で    |
|         | は、核燃料物質の取扱及び貯蔵が行えないわないようにするっていう記載が    |
|         | あります。                                 |
| 1:11:31 | これ来ないようにするだけでは困りますので、                 |
| 1:11:36 | 許可の時計で出されたところですね、取扱貯蔵行わないという宣言をしてい    |
|         | ただいておるところで、工認の本文のほうにも施設は使って使用しないという   |
|         | 記載もありますけれども、説明の                       |
| 1:11:54 | 言葉の使い方については適切な記載で統一するようにお願いします。       |
| 1:12:00 | 最後になりますけれども、                          |
| 1:12:04 | 加工事業変更許可申請書に示した 3237 ページですね、加工事業変更許可申 |
|         | 請書に示した基本方針からの変更の有無の確認についてなんですけれども、    |
|         | 現位置別表 1 に上げた基本方針に対して、                 |
| 1:12:21 | 関係する基本方針への変更の有無がすべて説明されていますかっていうこと    |
|         | です。                                   |
| 1:12:28 | そのような確認がなされた申請書の記載になっていないというふうに感じてお   |
|         | りますので、その酸化再確認の上説明するようにお願いします。         |
| 1:12:41 | 付属書類重要に関しては以上でございます。                  |
| 1:12:51 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして後日書面にて回答させ    |
|         | ていただきます。以上です。                         |
| 1:13:00 | 規制庁小澤です。よろしく申し上げます。                   |
| 1:13:32 | 規制庁です、ちょっと大分時間がたっているので一旦ここで切って休憩と思    |
|         | いますけどよろしいでしょうか。                       |

|         |  |
|---------|--|
| 1:13:42 | 原子燃料工業でございます。承知いたしました。   |
| 1:13:45 | じゃあこれで一旦ちょっと休憩したいと思います。  |
|         | (一時中断)   |
| 0:00:01 | こちら規制庁ですけども、再開できますでしょうか。<br>原子燃料工業でございます。よろしくお願いいたします。<br>よろしくお願いいたします。では吉村さんからお願いします。         |
| 0:00:14 | 原子力規制庁の吉村です。   |
| 0:00:18 | 今から耐震構造に関してを中心にしてですね、確認させていただきたいと思いま<br>す。   |
| 0:00:28 | まず最初前半はサトウE前々までのコメントに対する確認事項です。  |
| 0:00:38 | まず6月3日のコメントに対して3件ほどを追加で確認させていただきたいと思<br>います。   |
| 0:00:48 | 一つ目ですが、  |
| 0:00:50 | これはスクラップ保管ラックF型2-1というものがありますんでこれはとびラー<br>ジで落下防止用すぐする構造になってまして前回構造についてご説明いた<br>しましたが、           |
| 0:01:09 | 扉部分の落下防止機構の共同計算というのが、いわゆる附属書類の7-1。   |
| 0:01:19 | ナンバー12という対象物ということで、計算結果が示されてます。  |
| 0:01:25 | 空襲この応募落下防止構造の構造は、いわゆる扉の部材以外に例えば東名<br>具とか開閉機構が、   |
| 0:01:38 | 設置されてますので、共同計算はこれらの部分も含めたものか、いわゆるど<br>の部分か、  |
| 0:01:47 | 共同計算の対象になっているのか説明をお願いします。あとちょっと図面上から<br>扉の部分に針等の補強がされているのがわからないものもありますので、こ<br>れについても説明をお願いします。 |
| 0:02:03 | この件に関しては、他のタイプの保管ラックについても同様に確認をお願いし<br>ます。   |
| 0:02:13 | 同じく保管ラックの耐震評価の内容ですが、   |
| 0:02:19 | これは扉で落下防止をするということは当然中の   |
| 0:02:27 | 保管容器は地震のときにどうして、扉にぶつかるという形になります。   |
| 0:02:34 | これは耐震評価に直の観点から言いますと10進展がその時点で、   |
| 0:02:40 | 移動していると思いますが、これらの重心の返信が計算上考慮されているの<br>か説明をお願いします。  |
| 0:02:49 | これは扉で落下防止をするための保管ラックについても同様お手数これが二<br>つ目です。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:02:59 | それから同じく6月3日のコメント回答で、   |
| 0:03:05 | 連続焼結炉ナンバー2-1について、  |
| 0:03:11 | 焼結炉の内部のいわゆるBM駆動装置、   |
| 0:03:17 | によってどのように焼結暴動搬送するかの図面をつけていただきましたが、   |
| 0:03:24 | 内容がこの図面だけでは理解できませんので説明の追加をお願いいたします。  |
| 0:03:34 | ここをちょっとおで一旦切りますプレが一応6月3日のコメントに対する確認事項です。   |
| 0:03:42 | 原子燃料工業でございます。ご質問の件につきまして後日書面にて回答させていただきます。以上です。  |
| 0:03:53 | 規制庁吉村です。それでは続けさせていただきます。   |
| 0:03:57 | 次に   |
| 0:03:59 | 6月17日、   |
| 0:04:03 | 6月17日の回答で気体廃棄設備ナンバーワン。   |
| 0:04:11 | に関して最初の1番目に回答を   |
| 0:04:17 | いただいています。ここについて全体で7件ほどちょっと追加の確認内容がありますので、続けて申し上げたいと思います。                                   |
| 0:04:27 | まず今回いわゆる   |
| 0:04:34 | 構造配置からんでないと判断できないものとして、第1類の設備機器等の  |
| 0:04:42 | 位置関係について杜撰というものを追加。  |
| 0:04:47 | されています。  |
| 0:04:48 | これでちょっと申し上げたいのは、これはダクト等一連の機器というのは一井  |
| 0:04:56 | 関係を載せてる図ですが、これに基づいてバックとの耐震重要度分類が正しくチェックしているのかというのが若干疑問なところがありますので、これもう1回よく確認していただきたいと思います。 |
| 0:05:12 | 例えばですね、  |
| 0:05:18 | 今回追加いただいたものを32ページに、  |
| 0:05:24 | 第2の第2-2の燃料確保五つのAエリアが入った。   |
| 0:05:31 | 図面がありますがこれは応諾等は3類になっているんですが、   |
| 0:05:37 | 例えば  |
| 0:05:40 | 22ページに1ルート的位置関係が書かれているんですがその下部には、  |
| 0:05:46 | 一類の機器があります。  |
| 0:05:48 | 映像こういったものが含めて相互関係をちゃんとチェックされたのか。   |
| 0:05:55 | よく確認をお願いしたいと思います。  |
| 0:05:59 | 併せてですが   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:06:03 | 例えば第 2-2 の混合し通などを見ますと、第 1 類の設備機器との位置関係から第 1 類の設備とするダクトの範囲が、                         |
| 0:06:15 | 浅部マークも見えますのでこの辺もどの範囲まで含めたのか確認の上説明をしていただきたいと思います。                                    |
| 0:06:26 | 同じく今回説明をつけていただいた避難経路との関係ですが、  |
| 0:06:35 | 避難経路と避難経路に影響するダクトの位置関係、   |
| 0:06:39 | という図面、  |
| 0:06:41 | が今回追加されてきてます。ただこの図から見てですね、どの範囲が避難経路に影響するダクトなのかというのが、                                |
| 0:06:54 | 少し見にくいので、具体的にどの箇所かわかるようにしていただきたいと思います。  |
| 0:07:02 | 同じような関係でどこの位置関係で一部、例えば第 1 類の設計とすべきダクトというのも見受けられますので、図面を用いて、その考え方について説明をお願いしたいと思います。 |
| 0:07:24 | それからこれは同じくダクトに関してですが、後半申請をする、先ほど説明ありました鋼板申請をする設備機器に                                 |
| 0:07:36 | 関わるダクトの位置関係から、その中でも大耐震一流とすべきダクト等が   |
| 0:07:46 | 資料には記載されておりませんので、   |
| 0:07:49 | 実際にはこの部分については、先送りしているものと、   |
| 0:07:54 | 考えられますが、鋼板申請するダクトとの取り合い点。   |
| 0:07:59 | これも先ほど指摘されてる事項ですが、明確にした上で、  |
| 0:08:04 | 説明をお願いしたいと思います。   |
| 0:08:07 | この点に関しては、避難経路に影響するダクトに関しても同様です。   |
| 0:08:15 | それが続け同じく避難経路に関する確認事項ですが、  |
| 0:08:21 | 避難、さっき避難経路との関係で関係するダクトの幅を   |
| 0:08:27 | 影響するダクトの幅を ████████ とする。  |
| 0:08:32 | 等を  |
| 0:08:34 | 記載してありますが、この根拠について説明をお願いしたいと思います。   |
| 0:08:43 | それから最後、機体廃棄物設備の関する確認の最後ですが、これは実は前回、一番中心という意味で質問させて確認させていただいた点ですが、                   |
| 0:08:59 | 気体廃棄設備の耐震重要度分類については、設備系統図を用いて説明をお願いしますというふうをお願い                                     |
| 0:09:10 | したと思います。今回その回答がないような付ついてないような   |
| 0:09:15 | 確実配慮ついてませんでしたので、これについて系統図を用いた   |
| 0:09:23 | 耐震重要度分類の説明をお願いします。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:09:28 | ここで一旦切ります。以上が6月17日気体廃棄物系に関する確認事項です。  |
| 0:09:40 | 原子燃料工業の上村でございます。すいません。ちょっと今ご発言の中で1点企業機密に関わるところの口頭での発言がありましたので提出マスキングの方をお願いいたします。具体的にはあのダクトはバー。                 |
| 0:09:57 | の数字ですね、こちらですいませんが機密情報とさせていただきたいと思いますので、面談資料ですね公開される際にマスキングの方をお願いいたします。   |
| 0:10:09 | それとですね、いくつかちょっとあのご指摘いただいでいてちょっとなかなか図面わかりづらいところあったかと思えます。最初の行でご指摘いただいた  |
| 0:10:22 | 貯蔵設備上のあのダクトがここが具体的には一類ではないかというところがございますけれどもここに関してはですね、ちょっとなかなか平面図だけだと表現しづらいところがあるんですけれども、                      |
| 0:10:38 | この貯蔵設備ですね、天井まで、設備自体が、天井工程までされるような状態になってましてダクトがこの背面劣ってるような構造になってますので、現実的にはこの真下にいないというようなところがちょっとこういったところですねなかなか |
| 0:10:56 | この刷りあわせて説明し切れないところがございまして、こちらにつきまして、いろいろ後日別途書面の方です。ねコメント回答としていくつか注釈等入れまして御回答させていただきたいと思えます。                    |
| 0:11:12 | 以上です。  |
| 0:11:14 | はい。  |
| 0:11:16 | 規制庁の吉村です。ちょっと機密事項についてのところについては失礼しました。排除いたします。その他の点についてはわからないところがあれば追加の説明をずっと等をお願いいたしたいと思えます。                   |
| 0:11:33 | それでは確認事項を続けます。   |
| 0:11:36 | 次からの同じく、前回のサトウ位ですが、  |
| 0:11:41 | 設備機器関係で  |
| 0:11:47 | 5件ほど   |
| 0:11:50 | 追加の確認をさせていただきたいと思えます。  |
| 0:11:53 | まず一つ目ですが、  |
| 0:11:56 | これは  |
| 0:11:58 | 更問というものがこの件についてはこの新しい場所かもしれませんが、   |
| 0:12:03 | ペレット搬送設備の冊トレイ搬送部というのが、   |
| 0:12:09 | いわゆるロボットのを取付ボルトの水平展開の確認でちょっと気が付いた部分ですが、  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:12:18 | これはロボット本体にボルトがついて取り付けられているのではなくて、  |
| 0:12:24 | 同令ループについてるように見受けられましたがまず一つはその確認です。   |
| 0:12:31 | もし本体が固定されてなくて、レールブームの層レール上走行する構造であれば、  |
| 0:12:39 | これは固定されてませんので、耐震性及び波及的影響についてはどのように評価したのか、構造含めて説明をお願いしたいと思います。  |
| 0:12:52 | 二つ目です。これは  |
| 0:12:57 | 粉末混合機No.2-1の粉末投入機というのが補足説明資料の36ページで、   |
| 0:13:07 | これ鳥瞰図みたいな形で説明されてますが、   |
| 0:13:11 | ちょっとこれ前回は御指摘させていただきましたが相変わらずこの粉末投入機の範囲っていうのがどこまでかというのが線が途中で切れたりとかしてますので、わかりませんので、これもちょっと明確2示していただきたいと思います。 |
| 0:13:29 | それから三つ目ですが、  |
| 0:13:34 | プレスのナンバー2-1という。  |
| 0:13:38 | これ   |
| 0:13:42 | 補足資料でいただいたものと24ページに該当しますが、   |
| 0:13:48 | これ農中構造的にこれで見受けられる範囲いいではですね。  |
| 0:13:55 | ストッパーいわゆる直接的に  |
| 0:13:59 | アンカーボルトが取り付けられてるのではなくてストッパーで押さえる形にしてストッパー部に  |
| 0:14:10 | アンカーで止めているという構造に見受けられます。   |
| 0:14:14 | この構造だっ等を示す押付力がどの程度に間によりますが、  |
| 0:14:21 | 方向によってはせん断力が負担できない構造ですので、  |
| 0:14:27 | いわゆるもとにあったボルトの本数でしか評価できない構造に一応見受けられますが、  |
| 0:14:34 | アンカーのせん断上空の検定比の計算ではそういったものが計算上考慮されているのか。   |
| 0:14:43 | 説明いただきたいと思います。   |
| 0:14:48 | 同じくプレスナンバー2-1で、  |
| 0:14:51 | いわゆるプレス押さえ込むストッパーが追加されてますが、  |
| 0:14:58 | このストッパーの部分に基本的には力がかかるわけですけど、この部材の強度のについては、部材の検定比もし現在示されている部材の検定比   |
| 0:15:14 | それまたそれの中に含まれているのか説明をお願いしたいと思います。   |
| 0:15:22 | それから機器とも同じく輸送容器に関する確認事項ですこれ45番で回答いただいてますが、   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:15:35 | 輸送容器は、  |
| 0:15:37 | これは農協可能方も含めてですが安全機能を有する施設としていわゆる管理番号。   |
| 0:15:44 | を付与されてます。   |
| 0:15:47 | 内容的には該当にあるように   |
| 0:15:53 | 外販規則等の、いわゆるベースふう法体系で承認を受けたものとして、  |
| 0:15:58 | 設工認の対象に該当するんですが、外装該当する。   |
| 0:16:06 | ふうに記載されてます。   |
| 0:16:09 | ただ  |
| 0:16:12 | 共感あの中ではですねこれはの安全機能を有する施設の一覧の中で、   |
| 0:16:21 | 保管中の臨界防止及び閉じ込め等の安全機能は   |
| 0:16:27 | 輸送容器で担保されて、   |
| 0:16:31 | いと書かれてますんで地震時にこれらの機能をいわゆる輸送の外販規則等で、   |
| 0:16:40 | 担保するというのであれば、承認の内容でどのように担保されるのか。  |
| 0:16:48 | 説明をお願いしたいと思います。   |
| 0:16:52 | ここで一旦切りますサトウ以上です。   |
| 0:17:01 | 原子燃料工業の藤原です。  |
| 0:17:03 | ちょっと最後の御質問のところのですねちょっと趣旨を確認させていただきたいんですが、輸送容器自体はですね、外運搬則で必要な要件つまりあの試験ですね、例えば9メートル落下試験とかですねそういう。 |
| 0:17:20 | 耐火試験とか個々にしてですねリングその上で臨界評価後また閉じ込めの比確認とかしているわけですが、  |
| 0:17:29 | そういった内容を記載すればよろしいでしょうかね。ちょっとあの  |
| 0:17:36 | 質問の意図がわからないところあるんですが、それと地震や輸送容器ですから当然施設と違ってですね、   |
| 0:17:45 | 固定したような評価を実施の評価でないんで外運搬ではですね、現場で落下し、実際実施に関わるものとしてそういう衝撃の試験やって問題ないと。                             |
| 0:17:56 | 今足りない部分としてそういうええとまあ地震時の評価だけやっているわけですが、その差異というんですかね。そのうちが言おうといえば担保してる部分。                         |
| 0:18:11 | 御説明するということになるんでしょうか。その点、ちょっと確認したいんですけど、よろしく申し上げます。規制庁の吉村です。これは                                  |
| 0:18:24 | おそらく容器区分としてはこれガーダーですねA型ですから多分一般と特別の試験やられてますから、  |



|         |  |
|---------|--|
| 0:18:33 | 9メートル落下を含めて、試験をやっているとしますので、逆に言うと   |
| 0:18:39 | 当貯蔵Gは今貯蔵のみにあの地震のときに、そのままやるのがちょっと対象だと言いますが、今回基本的に固縛するというだけであって、   |
| 0:18:54 | いわゆる貯蔵容器Tですね中には、燃料を収納してますんで、貯蔵容器自体の耐震性っていうのは、  |
| 0:19:03 | これは示されているわけではないんですね、計画に示されてない代わりに外運搬規則の、いわゆる試験の条件の中に例えば地震時の影響等々についても包絡されるという前提でおそらくそうされてるというふうに理解していますが、 |
| 0:19:21 | そういったものを   |
| 0:19:24 | 受振の方が大きいとはFujiiませんが、こういった試験の中で、そういったものが確認されているので、これは外販規則等によって置き換えますということを説明していただきたいということです。              |
| 0:19:40 | 趣旨としてはどうでしょう。  |
| 0:19:46 | 原子燃料工業、藤原です。もう、一度回答をさせていただきましてまた高額にさせていただければと思います。   |
| 0:19:58 | はい。以上です。規制庁でそれがですね、ちょっとここには書かれてません。すいません、追加になっちゃいますが、  |
| 0:20:09 | 輸送中の姿とそれから保管中の荷姿っていうのは同じというふうに考えてますがそれはもう含んだ内科合わせて競争の中で回答していただきたい、いただきたいと思います。                           |
| 0:20:22 | 回答にも記載させていただきますけど、基本的に当社の場合ですね粉末容器ペレット容器集合体隠岐ございますが、基本的にはいっす型の状態でございますので、                                |
| 0:20:35 | Kawaseテーマをとって回答したいと思います。   |
| 0:20:40 | 以上です。  |
| 0:20:42 | 規制庁よろしくお願いします。   |
| 0:20:45 | 確認事項続けたいと思います。次からはちょっと新しい更問ではなくて追加の確認事項ということで、   |
| 0:20:56 | 主に耐震関係の附属書類に関するものについて、   |
| 0:21:04 | 確認させていただきたいと思います。  |
| 0:21:08 | まず最初に附属書類の3-1。   |
| 0:21:13 | 当設備機器の耐震性に関する基本方針書について、  |
| 0:21:20 | 数件確認させていただきます。   |
| 0:21:25 | まず   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:21:30 | 2009 ページで言いますと 2914 ページなのですが、波及的影響評価に関して対象機器っていうのが記載されてます。                            |
| 0:21:42 | これについてとこ、こういったものは含まれないのかということで  |
| 0:21:50 | 2 件ほど確認させていただきますが一つ目はですね。   |
| 0:21:54 | これ先ほどのダクトに関する波及的影響の質問に類似なんですけど、   |
| 0:22:01 | これは今回の機器ではなくて、  |
| 0:22:05 | 以前の申請で例えば第 2-1 の燃料棒確保しつつ、   |
| 0:22:13 | 一の上部に第 3 年のダクトが通過する形になってますが、  |
| 0:22:21 | これはダクトの発想によって波及的影響は与えるのではないかと。  |
| 0:22:29 | 評価するクラスの地震を見直す必要があるんじゃないかと思しますので確認をお願いします。  |
| 0:22:38 | 同じく波及的影響に関して、   |
| 0:22:41 | これは第 1 類の緊急遮断今年が緊急遮断弁ですが、   |
| 0:22:49 | これが第 2 類の建屋ですね、第 1 廃棄物オカ第 2 類なので。   |
| 0:22:56 | これ横に平面図がないのでちょっとわからないんで横に隣接して多分設置されてきそうは一類であることは確認しましたが、この場合にこの基礎というのは緊急遮断弁の基礎なんですけど、 |
| 0:23:13 | この場合、建物の損傷 2 類の建物の損傷により、  |
| 0:23:19 | この一類のバルブに対して波及的影響が生じるのではないかと。   |
| 0:23:24 | と思います。これちょっと図面等の位置関係を持って説明をしていただければと思います。   |
| 0:23:32 | それから  |
| 0:23:33 | 当設備間の波及的影響ではないんですけどこれは前回の申請の水平展開ということで、   |
| 0:23:43 | 同一の設備の中にもう、いわゆる耐震   |
| 0:23:47 | 評価上の共同評価VE以外で例えば機器の上に回転機器があるとか、波及的影響を与えるような構成機器や部品がないか。                               |
| 0:24:04 | 今回の申請においても確認結果について説明をお願いしたいと思います。   |
| 0:24:12 | あと全般的にいえることですが、   |
| 0:24:15 | 耐震クラスの異なる設備機器、建物を、があるエリアというのは見ようとCoがちですので、やはり波及的影響の有無について再度確認をお願いしたいと思います。            |
| 0:24:31 | どうぞ。  |
| 0:24:32 | ちょっとここで少し聞きます。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:24:39 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきましてこれ書面にて回答させていただきます。以上です。  |
| 0:24:48 | 確認事項じゃ続けます。  |
| 0:24:56 | これは剛心指示をする   |
| 0:25:01 | 表 3 というところに防震指示の対象設備、これは設計震度カードに記載されると思いますが、   |
| 0:25:10 | これ確認ですがその中で取り休憩にと何か何機か、書かれてますが、  |
| 0:25:17 | 一つある。まず救急日程については、書かれてないものがあったりしますのでこれ構造上の  |
| 0:25:27 | 構造的な違いかと思いますが、構造上違うのであれば、ちょっと説明していただければと思います。  |
| 0:25:35 | それから次に解析コードに関してですね、解析コードに関して、今回、   |
| 0:25:43 | 設備機器の共同評価にcupⅢのほかになったNASTRANを今回使用されるます。  |
| 0:25:51 | で、このNASTRANとcupⅢですねこれ。   |
| 0:25:57 | どういう使い分けを  |
| 0:26:01 | 行っているのか両方とも同じようなモデル。   |
| 0:26:05 | 携帯でやっていますので、どういった使い分けでこういったものを使える人なのか説明をお願いします。それとおNASTRANについては過去に不適合事項が指摘されていますので、これは |
| 0:26:22 | そう。  |
| 0:26:23 | 同委員会等の席でも、もう   |
| 0:26:26 | 説明されていますのでこういったものも 1 回確認して静的評価の可能性は少ないですが各に書くの。  |
| 0:26:35 | 該当しないことを確認して説明してください。  |
| 0:26:41 | で、続けますが、   |
| 0:26:43 | 同じく設備機器の据えつけ部の共同評価の方法でアンカーボルトの   |
| 0:26:51 | 許容限界のとり方ですが、これ   |
| 0:26:55 | いわゆる建築設備耐震設計施工指針、これを使ってるのがほとんどだと思いますがそうじゃないものとして各種合成構造設計指針、                            |
| 0:27:08 | 解説同解説を適用したものが数件あります、こういったものについて  |
| 0:27:14 | 今使い分けてるんですが、なぜこちらを使ってるのか適用理由について説明をお願いします。   |
| 0:27:23 | それから   |
| 0:27:25 | 同じく設備機器の耐震評価結果の説明の部分ですが、   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:27:32 | いわゆる耐震評価の  |
| 0:27:37 | 計算結果を省略するという、いわゆる耐震評価上問題ないということで、計算結果必需省略する設備機器について、                             |
| 0:27:47 | ボルトの許容耐力をベースに設備機器の重量ですね。   |
| 0:27:53 | 重量その判断基準として記載されてますが、これはご指摘するまでもないんですが、   |
| 0:28:01 | アンカーボルトの引き抜き力等はですね設計震度とか重心の位置とか、   |
| 0:28:07 | そのボルト売ってるボルトと端部との協議とかいろんなものが影響してるんですがこれを重要のみで判断基準として問題ないと。                       |
| 0:28:19 | これ以下であれば問題ないということを説明していただきたいと思います。   |
| 0:28:27 | それからもうすぐ次の点ですねこれは  |
| 0:28:32 | 多分機器名称の取り方だと思いますが、粉末混合機のが大及び混合器架台AB部というのが計算書のほうに載っているんですがここで言っている混合機の課題AB部というのは、 |
| 0:28:49 | 使用表とか図面ではこの名称がちょっと   |
| 0:28:54 | 多分別の名称になってるのかもしれませんが、わからないのでこれちょっと確認をお願いします。                                     |
| 0:29:02 | 以上が附属書類第1、3-1の設備機器に関する確認ですが、何かありましたらお願いします。                                      |
| 0:29:13 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして後日書面にて回答させていただきます。以上です。                                  |
| 0:29:22 | よろしく申し上げます。次は同じく附属書類3-2。   |
| 0:29:28 | ダクトの耐震性に関する基本方針書ですこれに関して5件ほど   |
| 0:29:35 | 確認させていただきたいと思います。  |
| 0:29:39 | まず1点、ダクトの耐震設計方法のところ、   |
| 0:29:47 | いわゆる標準支持間隔法に基づく指示の設計が困難なダクトは、  |
| 0:29:54 | 片持ち指示等の等分布荷重のはりモデルで評価すると。  |
| 0:29:59 | ありますが、これ具体的に数が多ければ代表でいいんですが具体的にどっか同区どういふケースについてこのモデルを適用して、                       |
| 0:30:11 | 確認したのか。  |
| 0:30:13 | それからモデルルームであれば保守的であるものに対して保守的であるということの説明していただきたいと思います。これは同じような記載が配管のほうでもありますので、  |
| 0:30:28 | 配管の方についても同様に確認をお願いします。   |
| 0:30:35 | それから二つ目ですが、これはラックとの支持構造物の耐震評価の   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:30:42 | 内容で、   |
| 0:30:44 | これ   |
| 0:30:46 | 耐震設計の方法の記載内容に  |
| 0:30:50 | 耐震審査主事構造物の耐震評価において支店反力食うが  |
| 0:30:56 | アンカーボルト等の引張とせん断かボルトの引張せん断に対する許容限界荷重以下というふうに記載されてますが、             |
| 0:31:08 | 引抜き力ですねいわゆる  |
| 0:31:14 | 天井部に取りつけられている部分のはボルトの強度によらない部分があるんですけど、引抜き力の評価っていうのはこの中に含まれてるのか。 |
| 0:31:25 | 説明をお願いします。   |
| 0:31:28 | それから三つ目ですが、これは先ほど設備機器と同じように、今回                                   |
| 0:31:34 | 強度評価に三つですね、FAX以外に、   |
| 0:31:40 | 二つの温度解析コードを使って動け三つの解析コードを使っていますが、                                |
| 0:31:47 | その使い分けについて、  |
| 0:31:51 | どのようにしないと使い分けたのか。  |
| 0:31:55 | 説明をお願いします。   |
| 0:31:57 | それと多分薬以外は今回初めて、今回の申請が最小  |
| 0:32:06 | ではないかと思うんですがそうしますと検証結果とか内容の説明とか、必要なものを説明していただかなきゃいけないので、そういったものを |
| 0:32:20 | 書面等でですね説明をお願いしたいと思います。   |
| 0:32:26 | 次に灯油ダクトに関して 4 件目ですが、   |
| 0:32:33 | これは耐震重要度分類の境界部の考え方これあのページねますと 2972 ページの図 3 というところに例が             |
| 0:32:45 | 例を四つ、四つぐらいですかね、載せられてたんですが、                                       |
| 0:32:50 | 例の中で例えば一番上の図の一番上の図なんですが、   |
| 0:32:57 | 第 1 類に接続するダンパーが第 2 類第 3 類の場合                                     |
| 0:33:04 | とその第 1 類に接続する支持点ぐらいの範囲も基本的には同じになるんじゃないかと思いますが、                   |
| 0:33:12 | これどちらかしか書かれてなかったんで、ちょっと記載。                                       |
| 0:33:17 | について確認をしていただきたいと思います。  |
| 0:33:20 | それから三つ目のずーっとこれ防火ダンパーが入ってる一類の防火ダンパーが入った場合の                        |
| 0:33:27 | 耐震重要度分類のその分境界点に関する説明ですが、   |
| 0:33:34 | 防火短波に接続するダクトはその一類の支持感覚を  |
| 0:33:42 | 液面まで火災区域境界の壁面までとしてますが、   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:33:47 | 一般的にこれダクトの今まで御説明受けてる考え方としては、   |
| 0:33:53 | 基本的には直近の支持点まで  |
| 0:33:57 | もう第 1 類にしてそうしますと直近の支持点のほうが壁よりも先になる。  |
| 0:34:03 | 場合ですね、これ非保守的になってるのではないかなと思いますがこの壁が入ったときの考え方について、ちょっともう 1 回説明をしていただきたいと思います。                |
| 0:34:17 | それからダクトに関して最後ですが、これは他の設備系統でも一緒なんです、配管の耐震重要度分類いい。   |
| 0:34:27 | いや、すみません、ラクタムに関しては以上ですね。   |
| 0:34:31 | ここまでで確認いただきますので確認があればお願いします。   |
| 0:34:39 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして後日書面にて回答させていただきます。以上です。  |
| 0:34:49 | 吉国規制庁の志村です。よろしく申し上げます。それでは次の   |
| 0:34:56 | 附属書類 3 の 3 配管の耐震性に関する基本方針書に関して、  |
| 0:35:05 | 7 点ほど湖面確認事項を説明します。   |
| 0:35:10 | まず 1 点目ですが、  |
| 0:35:13 | 1.2 の配管の耐震重要度分類Eのところ、これは連続焼結炉、それから焼却炉加熱炉っていうのは、  |
| 0:35:25 | 周辺をいわゆる緊急せ耐震重要度の比較的高い。   |
| 0:35:30 | 研究設備等が   |
| 0:35:34 | 続いててその配管バルブというものがありますので、これは系統図を使ってその分改定分岐点等の確認をしたいので、系統図を持って耐震重要度分類、耐震重要度が範囲について説明をお願いします。 |
| 0:35:52 | したいと思います。  |
| 0:35:57 | それから同じ、同じような確認ですか。例えばセンター例数検索装置の   |
| 0:36:04 | 検査くずを回収装置それから県施策駅タンク周り、  |
| 0:36:09 | それからその廃液循環水ドレンのライン。  |
| 0:36:13 | 配管バルブというのは、これについても現在図面ですからわかりませんので系統図、   |
| 0:36:20 | 一連のプロセスを含む範囲で系統図を用いて耐震重要度分類の分岐点がわかる。   |
| 0:36:29 | ようなものを   |
| 0:36:32 | 用いて説明をお願いしたいと思います。   |
| 0:36:35 | それとこれは図面の書きの書き方ですが   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:36:40 | 検査くず回収装置でいいの図面が継ぐ申請書に載ってますがこれ配管ルートのパターン、その壁の線なのかよくわからないような線が幾つかに付けられますので、 |
| 0:36:55 | もう少しちょっとわかりやすいように、  |
| 0:36:58 | 意味に見直していただきたいのとそれと先ほどの系統図をもって説明していただきたいという趣旨の一つとして、関連する機器が、               |
| 0:37:10 | シートが分かれてる場合ですね、配管等の取り合いが良いがどこに繋がってるのかわからないので、                             |
| 0:37:19 | わからないとか、非常に短い見にくい形になってますのでこのたCとの繋がりをわかるように記載について検討をお願いします。                |
| 0:37:29 | ただ配管に関して3限目です。これは   |
| 0:37:35 | 配管の設計方針の中で、   |
| 0:37:38 | 第3類の配管のうち ■■■■■ 以下の配管は空気中   |
| 0:37:47 | 配管系によって   |
| 0:37:50 | 評価を   |
| 0:37:52 | 評価を対象外とするという。   |
| 0:37:55 | 記載がありました。所例についてはですね。  |
| 0:38:02 | これ、基準の該当箇所について氏名、これが指定されている。  |
| 0:38:09 | 基準の該当箇所について説明をお願いします。   |
| 0:38:12 | 示していただきたいと思います。   |
| 0:38:15 | それで、基準としている配管口径について。  |
| 0:38:22 | 私が確認している範囲でこれ建築設備耐震設計施工指針。  |
| 0:38:29 | 2014年バンで見ると、  |
| 0:38:33 | まず、まず、ちょっと誤解というか解釈間違うといけないっちゃいけないのはこれは評価対象外じゃなくて適用除外だと思うんですけど。            |
| 0:38:43 | 適用除外の範囲が、   |
| 0:38:46 | はい関係についてもう少し意識小さい範囲になってます。  |
| 0:38:52 | それとただし書がついて当然何もしなくていいって訳じゃなくて、適切な耐震措置を行うことというふうに                          |
| 0:39:02 | 建築設備耐震設計施工指針ではこう書かれてます。   |
| 0:39:07 | これはさっきの空調5学会のやつを引用しているんですが、   |
| 0:39:13 | 記載の内容が若干違うんですね違う点がなぜかという点について説明をお願いしたいと思います。                              |
| 0:39:23 | 併せてこれは  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:39:26 | 改訂対象になってる部分かもしれないので、その辺は最新版ちゃんと反映されてるのかどうか、もう1回確認していただきたいと思います。                           |
| 0:39:37 | 次の配管に関して  |
| 0:39:41 | 配管の標準支持間隔の設定方法に関してですね、これは今回の資料は空調調和衛生工学科Eの資料を   |
| 0:39:54 | 参照した配管のほうでは標準支持間隔のほう、設定期間。  |
| 0:40:00 | 参照していますが、一方ですねダクトのう。  |
| 0:40:03 | こうでは、例えば曲がり部、   |
| 0:40:07 | それから集中荷重とか分岐点のいわゆる、そういったものでの直管部からの補正係数的な縮小率、JEAC-4601のほうを引用しているんですが、                      |
| 0:40:21 | 等の配管とダクト若干この引用の先が違うような気がするんですが、   |
| 0:40:27 | この辺は特に配管について今回あった。  |
| 0:40:33 | 採用を見ている参照と弱との差があれば説明をしていただきたいと思います。   |
| 0:40:41 | それから標準支持間隔の計算をするときに、もし解析コードを使用しているのであれば、  |
| 0:40:48 | 解析コードを書くようにしてください。  |
| 0:40:53 | 次の確認事項で、  |
| 0:40:56 | これ先ほどの往々ダクトと同じようなケースですけど。   |
| 0:41:03 | 賞賛委員会で鈴木モデルによる支持間隔の設定っていうのいわゆる標準支持間隔法顔を用いず解析コードによる応力                                      |
| 0:41:12 | この場合には改正コードによる解析による支持間隔を設定するあれてる解析コードを用いるというふうにあります、もし実際に今回の申請の中で、                        |
| 0:41:25 | 解析コードを用いて設定したものがあれば、示していただきたいと思います。   |
| 0:41:34 | それから先ほどありましたように標準支持間隔食うが設定できない場合に、  |
| 0:41:42 | この解析コード以外に片持ち梁のマークの割と簡易なモデルでやるという評価方法も記載していますが、この辺の使い分けも含めてこの評価方針についてももう一度を整理して説明をお願いします。 |
| 0:42:02 | それから、   |
| 0:42:06 | 支持構造物の耐震設計評価方法 1.5 のところで、   |
| 0:42:11 | 今度は材料の使用条件ですこれ、今回つけられているものはすべて最高使用温度が一定の新しいじょうみツインですね状な多いになってますが、                         |
| 0:42:25 | 連続焼結炉とか加熱炉周りのオオイ会館で直接中にあるのではないと思いますが、そういった周辺の配管で当該温度を超えるもの使用条件ないか。                        |
| 0:42:37 | すぐ確認の上説明をお願いします。  |
| 0:42:41 | それから同じく材料の液体の   |



|         |   |
|---------|---|
| 0:42:47 | 主従関係ですが聞きたいの。   |
| 0:42:49 | 計算するときの液体の比重を 1.0   |
| 0:42:54 | 期待という指示待ちですがこれを使っている。   |
| 0:42:58 | 等を一応基本としてますが、   |
| 0:43:03 | 例えば全体で数検索装置の配管ラインで検索くずを   |
| 0:43:10 | 含むような配管ルートがありますが、   |
| 0:43:13 | これは頭がいい。  |
| 0:43:16 | 設定の数値比重において特段割り増し設包含されるのか。  |
| 0:43:22 | 確認の上説明をお願いします。ここで一旦切ります。以上が配管に関してです。                                      |
| 0:43:34 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして後日書面にて回答させていただきます。以上です。                           |
| 0:43:44 | よろしく申し上げます。それでは、最後にそれ以外の  |
| 0:43:49 | 構造に関する部分で 4 点確認事項。  |
| 0:43:55 | を申し上げます。一つ目は、これ先ほどの   |
| 0:44:02 | 等も質問にもちょっと似たようなものが入ってますが、いわゆる閉じ込め、  |
| 0:44:07 | 昨日の落下防止の  |
| 0:44:10 | ところで、これ耐震じゃなくて今度は閉じ込めの落下防止なんですけどやはり                                       |
| 0:44:16 | 計算を省略する指標として、例えば焼結ボードの重要っていうのを目安にします。これは先ほどの応答の同じようなんですが、これは              |
| 0:44:29 | ストップなので、部材の高さとか、ボール等、   |
| 0:44:35 | の設置位置ぐらいですが、そういったものの条件も授業以外に関連してますので、これも受領のみを判断基準にして問題ないというふうにした理由について説明を |
| 0:44:48 | お願いします。それと  |
| 0:44:52 | これは閉じ込めに関する   |
| 0:44:54 | リスタートされてる機器でいいだけでいいと思いますが、対象機器の重量が記載されてませんので                              |
| 0:45:03 | ちょっと私の方で判断できないので授業の表がありますので、そこに記載していただければと思います。                           |
| 0:45:11 | それから二つ目ですが、   |
| 0:45:13 | やはり可能閉じ込めの説明の中で、  |
| 0:45:19 | 落下防止機構の宇野共同について   |
| 0:45:24 | 3 点ほど確認をお願いします。一つは  |
| 0:45:29 | 落下防止機構としてですね、支社シャッターを落下防止構造。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:45:36 | 落下防止部にして設定してるものが、   |
| 0:45:39 | ペレット搬送設備にあります但しこれ図面から見てですね。   |
| 0:45:45 | ターネットとシャッター、窓のどの部分でちゃんとどの部分で荷重を受けるのか。   |
| 0:45:54 | シャッター自体に補強部材だのちよつとわからないので、ちよつとそれが言うのがわかるようなあの図をつけていただきたいと思います。  |
| 0:46:03 | それから先ほどのこれは先ほど言ったような保管なく飛びダーツも同様に、ちよつと通常と違う部分の倉崎發揮されておりでもすべてお願いしましたが、扉の評価部位に関して、  |
| 0:46:17 | 確認ですね、それからあつたと超過分っていうのもペレット保管ば後退しの不在者No.15。   |
| 0:46:30 | 等ですねいわゆるストッパーとかガイドが実際あるのに、あの表中に記載されてないものがあるので、そういったものが記載されてない理由もしくはもう一度再確認していただきたいと思います。                                  |
| 0:46:44 | それが閉じ込めで後々続けてちよつと申し上げ先に申し上げますが、   |
| 0:46:55 | 附属書類の12というやつで、集合体輸送容器の固定措置に関する基本方針書です。  |
| 0:47:04 | ところ、これは先ほどちよつと御質問いただきました集合体輸送容器の  |
| 0:47:14 | について、いわゆるどういう輸送からどういう。  |
| 0:47:18 | ふうにこれが安全だということがいえるのか、の説明をお願いしたいとちよつと同じ内容は違いますが、中型移送機器の耐震重要度分類の分類を   |
| 0:47:29 | 設定する事業としての回答なんです、回答が2輸送容器自体の安全設計でなく、  |
| 0:47:37 | 周辺設備の影響というふうに書かれてるんですが、   |
| 0:47:41 | こういったものが許可に書かれてるって書いてある上ちよつと私が見つからなかったかもしれませんが、許可をどこにそういうふうに書いてあるのかと、それから、先ほど言いましたが、これは先ほどの繰り返しになりますが許可では当臨界と閉じ込め自体の安全機能は |
| 0:47:58 | 輸送容器で   |
| 0:48:00 | 多分これは先ほどの多分それだというのと一緒ですので、  |
| 0:48:04 | あわせて確認をお願いしたいと思います。   |
| 0:48:11 | それから、   |
| 0:48:16 | え一つですね集合体輸送容器Dが本体がですね。  |
| 0:48:21 | これは、  |
| 0:48:27 | 保管区域の効率性区域になってるんですかね今それで  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:48:34 | 管理番号があるのではちょっと構成機器になってるっていうのはちょっとちょっと不思議な感じがするんですけど、固定造粒評価する上での沼前提としてはオオイ輸送容器の形状と重量が必要なんですけど、                                    |
| 0:48:51 | こういったものが   |
| 0:48:55 | 単独の仕様表になってないので、考えてませんので、これはどこかに記載場所を考えていただいて記載をいただければと思います。以上です。   |
| 0:49:13 | 原子燃料工業の藤村です。最後のちょっと輸送容器の関係で2点御確認させていただきたいんですけど。  |
| 0:49:21 | 一つ前のコメント等がありましたけどその中で二つわかると思うんですけど。  |
| 0:49:29 | その最後のほうのできますと経営と地震時のこれらの安全機能は輸送容器により維持されるのではないかというような御趣旨で質問、コメントされたと思うんですけど、先ほどのコメントの場合はむしろ                                      |
| 0:49:45 | 地震時において安全性を大志をどう見るのかというようなご質問だったと思うんですけど、ちょっと相反するてるような雰囲気ではというような気がするんですけど。  |
| 0:50:00 | もう一つですね、   |
| 0:50:03 | 輸送容器自体の安全設計で泊周辺機器への影響ということで、許可にどこに記載しているのかというようなお話でございましたけど、   |
| 0:50:12 | この集合体とか輸送容器を許認可の対象にする。   |
| 0:50:18 | 理由でですねこれむしろ従前からですね。ええと規制側のほうから言われている言葉でございまして、決して許可基準規則基準とかですね。  |
| 0:50:31 | 我々のほうから、   |
| 0:50:33 | とは言っているものでないので、この理由についてもちょっと   |
| 0:50:39 | 回答さしかねるところがありましてもしあのコメント自身がですね、どの周辺機器への影響がというようなお話でしたら我々のほうは、こういう設備が周りにあるので、許認可の対象にしますというような回答できるんですけど。                          |
| 0:50:57 | それとあと最後の質問でですね、輸送機の形状重量、これは輸送容器自体は許認可の対象外運搬で対象になってますので、そもそも許認可の対象では施設の方で見ないと、1年以上ですね輸送容器を  |
| 0:51:14 | 貯蔵する場合は、   |
| 0:51:16 | 別途許可を取るかの認可をとるようにならざるを得ないというようなお話をいただいているところなんですけど、そう違う場合はですね許認可の対象じゃないと。だから仕様表に書くということはですね輸送容器自体が経常重量まで書いてしまうと許認可の対象になるんじゃないかと。 |
| 0:51:32 | 許認可とか設工認の対象ですね。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:51:35 | それがゆえにですね我々  |
| 0:51:38 | 日評価のほうでは記載するような形にしてると思うんですが、ちょっとその辺りの内容について無効確認させていただきたいんですが、  |
| 0:51:56 | 規制庁座ですけども、今藤原さん言われた通り1年以上保管容器で貯蔵する場合は、設工認で貯蔵施設として認可をとるようになっていうところは、NISA文書ですよ。                                |
| 0:52:12 | で出されているところだと思うんですけども、そうしたときに、まずこの管理番号とって云々ってところをどのように管管理番号を取って管理する、今後ですね、するつもりなのかというところの考えをまず回答で示していただけますかね。 |
| 0:52:31 | というのはだから、これ1年以上例えば管理番号を取って設工認で申請されるんだだけでも、でもそれあれですよね言ってユース輸送容器としてこう出ていくってケースも当然あるわけで、                        |
| 0:52:50 | どういうふうに管理するのかっていうものの考え方を示してください。   |
| 0:52:57 | 説明していただけますか。   |
| 0:52:59 | 回答で結構ですので、照岸配当実施教授帰番号の扱いについてはですね   |
| 0:53:10 | この辺りも含めて所番号の取り扱いとですね、許可のほうにもですねもともと輸送容器載っておりますので、そこと設工認の関係、あと管理番号の我々の扱いについてはですね、回答のほうは1書面でまたさせていただきたいと思えます。  |
| 0:53:33 | 規制庁座ですが、よろしくお願ひします。ちょっと先行している、MNFの例をこうで消火しようと思ってたんですけどもちょっとあの確認へと数する時間がなくてですね今お答えできないので、また別途                 |
| 0:53:49 | そこは情報共有したいと思えます。よろしくお願ひします。  |
| 0:53:53 | はい、承知しました。   |
| 0:53:56 | 規制庁の吉村です。ちょっと取り扱いについてマザーの方から説明あったんですが、ちょっとその前にちょっと矛盾してるんじゃないかという、  |
| 0:54:06 | 質問については、私はちょっと矛盾してるつもりで言ってはないんですけど、書き方がちょっと説明の仕方がちょっと矛盾するかもしれない、基本的には、                                       |
| 0:54:17 | 輸送時の貯蔵時のまま保管時ですね、保管時の  |
| 0:54:23 | 安全性っていうのは基本的に輸送容器、   |
| 0:54:28 | 今言ったのは、いわゆる、いわゆる輸送容器で維持されてるか言ったら、当然裏返しで言えば、輸送容器で地震時の受ける地震力等をカバーしているという。                                      |
| 0:54:39 | ことなんですね、そういったことを   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:54:43 | いわゆる貯蔵側で受け入れる外力である地震等、それから実際の郵送で評価している油槽のほうは基本的には、  |
| 0:54:58 | 衝撃になるんですけど、租税の中で、当然、一般的に見れば当然輸送の条件のほうが厳しいので包絡できてるとは思いますが、ただあの評価の考え方によって部材の表をどう評価してるかによって違うんで。                     |
| 0:55:15 | そういった輸送の中で、地震の事象については、保管時の事象については包絡されているということを説明してくださいということです。  |
| 0:55:27 | ちょっとその裏返して、ちょっと説明すれば、逆に最後の質問しました。評価指標考慮されるあのご質問自体が相反するものはないということは理解しましたので、両方のコメントにそごのないように回答したいと思います。以上です。        |
| 0:55:46 | はい、よろしくお願いします。私の方から以上です。  |
| 0:55:56 | すいません規制庁、内海です。それでちょっと私のほうから何点か確認をさせていただきたいと思います。ちょっと今から横とは若干今までのかぶってますけども、重要なので、もう1回確認するということでご了承いただければと思います。     |
| 0:56:11 | まず申請書の 2349 ページの  |
| 0:56:17 | 添付 1ー参考 1 の、これは許可から変更している部分の説明がいろいろ書かれてるところの資料ですけれども、   |
| 0:56:25 | ここの中で、  |
| 0:56:28 | 第 1 廃棄物貯蔵棟の防火ダンパー   |
| 0:56:31 | につきまして、今回施工の申請では、   |
| 0:56:35 | ダクト等で閉じ込めの機能とかそこら辺の機能は多分別途担保できるので。この防火ダンパについては設置しませんという形で書いてるんですけども、  |
| 0:56:46 | このそもそも教科の当局からの変更点の扱ってというのは前回の面談とかでもいろいろ指摘があって、もしかしたらこの辺の記載をもう少し、事業者の方で変えるってということになるのかも申しないんですけども一応現状のその申請書の内容に対する |
| 0:57:01 | コメントとしてはですねもしこのこういうふうに  |
| 0:57:04 | 許可の内容を変更すると、まあほかのもので担保オカの肝の他の設備でも機能を担保しましていするのであればですね、まずはその許可で求めて、その防火ダンパに求めていた機能につきまして、                          |
| 0:57:19 | 何々を持って具体的にその機能を担保させるのかっていう今こう記載だとダクト等というふうにならばちょっとぼやけて書いてますけど、具体的なそのダクトのどういったことなのかっていうまバンを 2 人とおかしいですね、明確にした上で、   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:57:35 | まだダクト等ダクトなり何なりに防火ダンパの安全機能を担保させますっていうふうに記載してしっかりと記載をして欲しい。セクターより説明して欲しいということ、それから、  |
| 0:57:46 | そのまま防火ダンパにそもそも安全機能以外の例えば耐震重要度分類とか、いろいろありましたので、   |
| 0:57:54 | そこら辺についてもですね代替する他の設備代替するのであれば、   |
| 0:58:00 | 必要な許可で約束していた事項をしっかりと明記を明確にした上で説明をお願いしますというところですよ。  |
| 0:58:08 | それから続きまして一向  |
| 0:58:10 | 大体廃棄物貯蔵棟の焼却炉のインターロックに係る可燃性ガスのインターロックの関係なんですけども。  |
| 0:58:16 | 1127 ページの使用表におきましてですね、この可燃性ガスの   |
| 0:58:22 | 漏えい検知のインターロックの検知器が三つあるとか言ってまして、それから、   |
| 0:58:27 | P1979 ページの   |
| 0:58:31 | 配置図のほうでも検知が三つと記載されているところですよ。   |
| 0:58:34 | 一方でこのインターロックの図のほうを見ると、これは 1492 ページが 1113 ページのところなんですけども、感知機能をこれはAとBと二つ分かれてまして、この三つの件数が検知器なり何なりの繋がりがどれがどうなのかってのがよくわからないので、  |
| 0:58:53 | 使用表とかインターロックの図の 5 町の名称というのをしっかりとひもづけさせていただいてしもづけして説明していただきたいとこれ今までのほかのコメントと同様なのでおそらく水平展開されてるんだと思うんですけど一応またここでコメントさせてもらえます。 |
| 0:59:08 | また同じく、緊急遮断弁の弁についてもですね。   |
| 0:59:11 | 1127 ページの使用表とか 1979 ページの図では一部のところはインターロックもぜひ 292 ページとかでは区別されているので、そこら辺の区別がどうなるのかってひもづけをしっかりといただければと思います。                   |
| 0:59:25 | とりあえず一旦ここで聞いたと思うんですけど、事業者大丈夫でしょうか。   |
| 0:59:31 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして後日書面にて回答させていただきます。以上です。  |
| 0:59:40 | 規制庁堤ですよろしくお願ひします出続けまして、個別に 1123 ページの焼却炉のところの緊急遮断弁  |
| 0:59:51 | 緊急遮断弁制御盤ですね制御盤のほうについてなんですけれども、   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:59:55 | 制御盤の耐震重要度分類がどこで本部のどこでやるのがいいのかっていうことを説明をお願いします。  |
| 1:00:01 | これ制御盤につきましては許可の添5のほうで、  |
| 1:00:06 | 一流にするって記載があったりしますので、そこら辺を踏まえて、今回どういう何度にするのかっていうところ。   |
| 1:00:13 | 説明をお願いいたします。  |
| 1:00:16 | それから同じく、これも許可の記載の   |
| 1:00:19 | 話なんですけれども、許可の添5ー  |
| 1:00:22 | 別にうちの545-4の(2)の⑤というところで、  |
| 1:00:26 | ちょっと読み上げると明記を見ますと、都市ガス漏えい検知器制御盤感震計及び緊急遮断弁については、耐震重要度分類一類の耐震性を確保する、また上記の期間の進行性についても、耐震重要度分類一類の耐震性を確保するか。           |
| 1:00:43 | 断線した場合に緊急遮断弁を自動で閉止する塀フェイルセーフ設計をしております、このこの信号線を一類カワマタ断線した場合にフェイルセーフにしますってところが今回の本文のどこで読めますかっていうところをちょっと御説明いただければと。 |
| 1:00:59 | またそのときは許可の記載内容、   |
| 1:01:02 | 柏刈思いますかっていう観点で所説明いただければと思ってます。  |
| 1:01:09 | 続きまして、  |
| 1:01:10 | これは説明を求めるということを使って、せめて本文でどうこうという話よりかはちょっと事業者の方のちょっと認識を御確認させていただきたいんですけども。   |
| 1:01:21 | 2347ページのほうでこれも第1廃棄物貯蔵棟なんですけど。   |
| 1:01:27 | このと同等の可燃性ガス漏えい防止対策を変更しますということで、もともと一類で許可では一類としていたものを建物が2類であること等からにるしますということで、                                     |
| 1:01:40 | 評価の結果からの丸いの変更をしてるんですけども、そもそもこれってなんで。  |
| 1:01:46 | 許可で一律にしたんですかっていうところを踏まえてですね、学んで、  |
| 1:01:52 | 全体的に今回のようにするんですか。そもそも一類にした理由って何かありましたっけってところを踏まえてですね、ちょっとどういう認識で、これは変更するに至ったのかというのは経緯をちょっと説明いただければと。              |
| 1:02:06 | 思います。またその経緯の説明においてですね、これ一連のこのガス検知にかかる設備につきまして、  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:02:15 | 弁とかは今回一類のままになってるんですけども、何でそれ弁は一類でいいですかとか、   |
| 1:02:20 | そこら辺のちょっと考え方をしっかりと整理してちょっと説明いただければと思っております。  |
| 1:02:28 | ちょっと続けまして、   |
| 1:02:30 | これいただいた資料の更問になるんですけども、1日024の   |
| 1:02:37 | 0910629-78の更問でこれ先ほどちょっと小澤からも説明は載せ  |
| 1:02:44 | コメントがあったところとちょっと重複するんですけども。  |
| 1:02:48 | この質問は今回、この06297ヶ所質問ではですね、許可の届け出で変更した後半シートの設備の取り扱いについて、核燃料物質を取り入れ扱わないっていうものはどこにどこで読めるんですかというところで質問したんですけども。                           |
| 1:03:05 | 今回その事業者が回動ですと施設を使用しないって書いてある部分でも読めるというところで回答がありましたけれども、ちょっと必ずしも質を使用しないことと核燃料物質を取り扱わないという文言が位置するものでありませんので、                           |
| 1:03:19 | 時の重要なのはですねやはり許可で約束した事項っていうのをしっかりと施工の中で背で規定していただくということが重要なので、   |
| 1:03:29 | しっかりとですね許可で約束した核燃料物質を取り扱わない。   |
| 1:03:33 | っていうか許可で約束した文言ですね、そこをしっかりと施工認の申請書のほうに反映していただければと。  |
| 1:03:41 | 思います。  |
| 1:03:43 | それから、ちょっと続けさせていただきますけれども、個別の機器に関しまして、  |
| 1:03:52 | 90ページにある第2加工棟の粉末混合機No.2-1ですね、これ若干ほかのコメントの水平展開なんですけども、ここでの着水バンをつけると書いてありまして、裁判の構造につきましては前回の以前のコメントの0629-88で、                          |
| 1:04:10 | 第1廃棄物貯蔵棟に関する裁判について店舗の方には、下の図とかはあるんですけどもそれを本文とか、本文詰めないの。反してくださいということでコメントしてますけどもその水平展開をしっかりとこちらの第2加工棟のほうでもしっかりと水平展開をお願いいたしますというところです。 |
| 1:04:30 | それから続きまして、   |
| 1:04:34 | これも先ほど小澤のほうから言ったことと若干かぶるんですけども、許可のコピーのほうの人-171とかの  |
| 1:04:43 | 被水の関係のや御約束事項のところの記載の実機記載事項なんですけども。   |
| 1:04:52 | ここで  |



|         |  |
|---------|--|
| 1:04:53 | 閉じ込め弁の上部に設置したゲートバルブ合意するってあるかかかるゲートバルブを閉止するという記載があるんですけどこのゲートバルブってものが、  |
| 1:05:02 | 今回の施工の方の仕様書や商標や図面で見えないので、具体的にこの許可でいうゲートバルブって、点検後任の方でどういうふうに取り扱っているんですかっていうところを説明してください。                      |
| 1:05:14 | すいません長くなりましたが最後なんですけども。  |
| 1:05:17 | 許可の添 5-別 2-179 というところに⑤-⑤というところでウランの取り扱いにの審議を防止するため、裏の投入後取り出し側の閉じ込め弁は水密バルブとするとありまして、                         |
| 1:05:32 | ジョイベンの記載の根拠はあるんですけども、それは水密であることっていう能力的に水密されることっていうところが具体的にちょっと読めなかったののでどこで本文施工の方の本文で読めるのかっていうところを説明お願いいたします。 |
| 1:05:44 | 私のほうからは以上です。   |
| 1:05:50 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の点につきまして後日書面にて回答させていただきます。以上です。  |
| 1:06:01 | 規制庁野村です。私は永井から引き継いでいるんですが、永井のコメントに対する更問はございません。  |
| 1:06:11 | それですね。私からの追加の質問を、ですね、12 点でございます。   |
| 1:06:17 | まずですね 849 ページから 852 ページのですね、ラック類なんですけど、扉があるんですけど、これがどう止まるか。  |
| 1:06:28 | 地震時にですね扉が落ちないようにしている理由がわからないので、  |
| 1:06:35 | 止めるところですね詳細上の絵をつけるか説明をお願いします。  |
| 1:06:43 | 下向きというか、上にヒンジがあって上に開く分にはフェールセーフでいいんですけど、これは逆なので、そこはちゃんと説明してください。   |
| 1:06:52 | 地震時にですねスクラップ類などの内容物が扉にぶつかって扉を開けられないかとかそういうことも  |
| 1:07:00 | 説明してください。  |
| 1:07:02 | 次に 861 ページのですね、燃料集合体保管区域なんですけど、ここにですね、アンカーボルト打つっていうふうには沢山こう赤いマークが入ってるんですけどこれ何を止めるのか。                         |
| 1:07:15 | 何か集合体輸送容器って書いてあるんでその入れ物があると思うんですけど。  |
| 1:07:22 | もうちょっと詳しく書いてください。  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:07:25 | それで 864 ページなんですけど、これですねストッパーというのがあっておそらくアングルなんですけど、これ、どのようにつけるかよくわからないんですね、平面図で書いてください。           |
| 1:07:41 | この図から見ると、本来、あるべき箇所についていないとか、或いは何か不要な場所とか邪魔な場所についてるようにも見えるので、はっきりさせてください。                          |
| 1:07:53 | とんでですね 1248 ページ。  |
| 1:07:57 | 49 ページ。   |
| 1:08:00 | えーとですね、あと 1317 から 21 ページなんですけど、ダクト。   |
| 1:08:07 | ダクト類がたくさんあるんですね、あるんですけど、えーとですね。   |
| 1:08:13 | この構造の詳細、例えば壁とどう作るのかとかですね既存ダクトとどう接続するかとかですね、あと壁を埋めるって書いてあるんですけど、どう埋めるんですかっていう、そのような説明がないので書いてください。 |
| 1:08:31 | 次 2326 ページ。   |
| 1:08:34 | なんですけど、   |
| 1:08:35 | ここはちょっと気になったんですけど、平面図で細いブレースが何本か  |
| 1:08:44 | つくんですけど、座屈し   |
| 1:08:46 | ませんかという技術的な質問ですね。ブレースは基本的には四角の面を三角に分けるようなイメージでいきますので、本来は軸力しかかからないんですけどこのようにしちゃうと曲げがかかっちゃって。       |
| 1:09:01 | 座屈しちゃうんじゃないかなという  |
| 1:09:06 | ことが考えられます。だから部材太くして、剛接合にするとかすれば話別なんですけど、これが持つという説明を   |
| 1:09:15 | つけるか絵で示してください。  |
| 1:09:20 | 次にですね 1326 ページは、失礼しました。   |
| 1:09:25 | 次 1328 ページですね。  |
| 1:09:27 | これはですね、   |
| 1:09:31 | 部材があるんですけどこの部材各部材の接続方法やですねアンカーの詳細。  |
| 1:09:38 | 詳細というかですね、例えばケミカルですかメカニカルですかとかそういうようなことも含めてなんですけど、そのような情報を作らせてください。                               |
| 1:09:47 | 次 1338 ページ。   |
| 1:09:51 | なんですけどこれはですねオリエンテーションというか向きがわからないので、  |
| 1:09:57 | 向きをはっきりさせてください向きというか全体レイアウトに対する向きですねオリエンテーションをはっきりさせてください。  |
| 1:10:06 | 1339 ページ等、あと 1475,1476 ページにある施設、  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:10:14 | 図なんですけどとして構成部材とかですね接続方法とか、  |
| 1:10:20 | 詳細を書いてください。   |
| 1:10:27 | 次に 1485 ページ。  |
| 1:10:30 | ですね。  |
| 1:10:34 | それから、   |
| 1:10:35 | これもですねそうですね同じようなことなんですけど、このちっちゃい部材追加部材がたくさんあるんですけどこここれ壁に  |
| 1:10:43 | 接触してるんですか固定してるんですかとかわかりませんね。あとプレートの板厚とかですね。   |
| 1:10:50 | あと、この小さな部材同士がどうやってついているかなどですね詳細を示してください。  |
| 1:10:58 | その次に全体としてですね品質保証についてやはりちょっと言わせていただきたいんですけど、これまで見てきたズレですね、特に追加部材とかアンカーの表示方法がですね図によってまちまちなんですね、ちゃんと書いてるのもあればそうでないのもあって、 |
| 1:11:14 | ちゃんとした方にあわせてるわけでもない。  |
| 1:11:17 | 情報が不足してるのがかなりあるということですね。  |
| 1:11:21 | 御社に品質保証のシステムがあるにもかかわらずこのような状態になってる非常に不思議に思いますのでその理由を説明してください。   |
| 1:11:30 | 以上です。   |
| 1:11:35 | 原子燃料工業でございます。ご指摘の事項につきまして後日書面にて回答させていただきます。以上です。  |
| 1:11:42 | 規制庁の野村です。もう 1 点なんですけど、アンカーですね、施工時のですね   |
| 1:11:50 | ちょっと検査についてお聞きしたいんですけど、例えばですね 437 ページに、工事のフローというのがあるんですね。  |
| 1:11:58 | そこで、その中で工事をやった後検査というのがあって、そこで外観とか配置人員数などを検査されると思うんですけど。   |
| 1:12:09 | 例えば埋め込みのアンカーボルトなんかは、おそらく径をはかってピッチを測定するようなことをされると思うんですね。   |
| 1:12:18 | で、ここにですね、外観って書いてあるんですけど、ここに   |
| 1:12:22 | 埋め込み深さというのは入ってくるんでしょうか。   |
| 1:12:36 | はい。   |
| 1:12:37 | 原燃工の小野でございます。   |
| 1:12:40 | このアンカーボルトの検査につきましては、その検査の方法のほうに表のほうですねそちらのほうで、  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:12:46 | 建設する項目書いてございますけれども、事業者検査の設工認に書いている検査としましてはアンカーボルトの径等、材質について検査をすることにしておりまして、実際の工事をする際には当然事業者検査の項目ではなくてそれがいろんな検査項目ございますので、 |
| 1:13:03 | アンカーボルトの深さであったりピッチといったものについては事業者検査ではなくて、施工管理の一環として検査のほうを行ってございます。以上でございます。   |
| 1:13:13 | 規制庁野村です。そうすると実際に工事する会社の方で例えばチェックリストみたいなものがあってちゃんときちんと指定された長さ埋まってるということは確認するのでしょうか。それを御社が確認するのでしょうか。                      |
| 1:13:31 | 原燃工でございます。御理解の通りでございます。  |
| 1:13:36 | 規制庁野村です了解しました。   |
| 1:13:44 | 規制庁小澤です。今の点は他事業者で実際、きちんとつけていたつもりがついていなかったとかですね、そういう不具合が数年前に確認されて水平展開できちんと時御社でやられている。                                     |
| 1:14:03 | 事業者みずから確認しているということころだと思っております、それが前提となって我々設工認ではこういう検査項目というところの確認しているので、念のため確認させていただいたところですので、                             |
| 1:14:18 | ちょっと続いてその他のところを確認させていただきますけれども、  |
| 1:14:25 | えーとですね、6月29日のコメント回答のに対するサトウのところでございます。0629-3に関してで0629-1号についても同様なんですけれども、   |
| 1:14:39 | 要求品質管理表2っていうものがこう出てきますけれども、これについては、最終申請における確認の中ですね、②の項のCのエビデンスを用いた説明。  |
| 1:14:54 | においてですね、これも含めて説明するようにしてください。   |
| 1:15:01 | 続きまして、   |
| 1:15:05 | 0629-20ですね。  |
| 1:15:08 | あと0629-23も同様なんですけれども、圧縮空気であったりという循環冷却水系統は別途説明があったかもしれませんが、女性系統であったりというところは安全機能がないということで、                                 |
| 1:15:23 | 用途を踏まえて安全機能がないんだよっていうところをきちんと説明するようにしてください。  |
| 1:15:30 | 続きまして、   |
| 1:15:32 | 0629-29、これは061年度の32の更問と同様の観点ですので、25の対象とまらないということころですね、0617-32で述べたような観点から御説明するようにしてください。                                  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:15:48 | 続きまして、0629-33 に対してですね。   |
| 1:15:54 | 各機器の配線用遮断器までのケーブルが非常用発電設備の構成機器の範囲であるってところがですね、補足資料の 0629-33 からすいません私読み取れなかったんでどこなんですかっていうところの確認です。 |
| 1:16:14 | それと、   |
| 1:16:16 | 0629-52 についてなんですけれどもこれ念のための確認ですが、これは耐震重要度分類は変わらないけれども、設計上として、その上位波及を考慮して上位の耐震重要度分類で設計しますよ。         |
| 1:16:31 | というふうに理解しておりますので、理解が違うようであれば、御説明ください。  |
| 1:16:39 | 続きまして、   |
| 1:16:42 | 0629-61 に関してです。  |
| 1:16:47 | あこれあれですね先ほどの輸送容器に関連するところと同じ内容ですので、こちらのほうはですね下でちょっとこっち割愛させていただいて、062 件の 63 ですね。                     |
| 1:17:08 | ここで回答で述べられている。本件の原因を踏まえて、再発防止対策として、チェック体制等で見直した内容というものについて、追加でご説明ください。                             |
| 1:17:24 | それと最後になりますけれども 0629-91 です。   |
| 1:17:29 | 可搬消防ポンプのポンプ仕様についてのですね。ええと設定の根拠について御説明ください。   |
| 1:17:37 | 私のほうからは以上になります。  |
| 1:17:43 | 原燃工でございます。   |
| 1:17:46 | 1.0629-33 番、非発のケーブルの範囲が補足資料で読み取れないというところなんですけれども、ちょっと 33 番の補足資料をご覧いただきたいんですが、                      |
| 1:17:59 | ちょっとですねちょっと  |
| 1:18:04 | 正論に  |
| 1:18:08 | どうぞ。   |
| 1:18:10 | このページのところです。   |
| 1:18:15 | 法 37 ページの 0 時 37 ページになります。フェイルオープン 9-33 ですよ。はい、お願いします。はい、こちらの赤線で今回被圧の範囲を示してございまして、この赤線の部分がディーゼルの   |
| 1:18:31 | 鉱石であるということは、この図の下のほうにですね、※1 というところであの脚注で注記で示してございまして、  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:18:39 | この記載では不十分ということでしょうか。比重電源設備のすみません、えっとですねそれでこれを見たときにその※1のところ等を上部の所で点々線で書かれているってこれ一応上のところが非常用電源設備の構成機器 |
| 1:18:58 | と書かれてるんだけど、ケーブルについては、   |
| 1:19:03 | この赤い線がっていうふうに理解すればいいんですね。   |
| 1:19:07 | そういう意味でございます。はい、わかりました。   |
| 1:19:29 | 規制庁内海です。それでは規制庁側からも質問等をコメントはございませんが、最後事業者から何かありましたらお願いします。  |
| 1:19:43 | 原子燃料工業でございます。こちらからは特に追加の質問等ございません。  |
| 1:19:52 | 原子力規制庁内海です。それでは本日の面談をこれにて終了したいと思います。ありがとうございます。ありがとうございました。   |